

平成26年第3回与論町議会定例会会議録

目 次

会期日程	(4)
第1日（9月19日）	
開 会	5
開 議	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
常任委員の選任	5
議会運営委員の選任	6
諸般の報告	6
一般質問	7
高田豊繁君	7
町 俊策君	18
喜山康三君	25
議案第44号 与論町税条例の一部を改正する条例	41
議案第45号 与論町水道事業給水条例の一部を改正する条例	42
議案第46号 平成26年度与論町一般会計補正予算（第4号）	43
議案第47号 平成26年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） ..	53
議案第48号 平成26年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)	54
議案第49号 与論町過疎地域自立促進計画の変更について	55
議案第50号 平成25年度与論町水道事業特別会計未処分利益剰余金の処分 について	56
議案第51号 土地境界確定訴訟の提訴について	57
承認第 4号 専決処分の承認を求ることについて（与論町税条例の一部を 改正する条例）	59
認定第 1号 平成25年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について	60
認定第 2号 平成25年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳 出決算認定について	61
認定第 3号 平成25年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について ..	61
認定第 4号 平成25年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認	

定について	62
認定第 5 号 平成 25 年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	62
認定第 6 号 平成 25 年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	63
認定第 7 号 平成 25 年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について	63
特別委員会設置及び委員の選任について	64
特別委員会設置及び委員の選任について	64
散 会	66

第2日（9月30日）

同意第 1 号 与論町教育委員会委員の任命について	71
同意第 2 号 与論町教育委員会委員の任命について	72
認定第 1 号 平成 25 年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について	73
認定第 2 号 平成 25 年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について	73
認定第 3 号 平成 25 年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について	73
認定第 4 号 平成 25 年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	73
認定第 5 号 平成 25 年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	73
認定第 6 号 平成 25 年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	73
認定第 7 号 平成 25 年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について	73
陳情第 19 号 軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを求める陳情（総務厚生文教常任委員長報告）	77
陳情第 14 号 町道叶線の早期改良舗装整備について（環境経済建設常任委員長報告）	79
陳情第 17 号 平成 27 年度高性能里芋選果機及び関連機器導入事業に係る町の一部経費負担に関する陳情	79
陳情第 18 号 漁獲物陸揚げ省力化用ホイストの設置について	79
陳情第 23 号 立花地区町道の早期舗装整備について	79
発議第 4 号 軽度外傷性脳損傷に関する周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書の提出について（麓才良議員ほか 3 人提出）	81

発議第 5 号 若者定住促進に関する決議（麓才良議員ほか4人提出）	83
議員派遣の件	85
閉会中の継続審査・調査について	85
閉 会	85

平成 26 年第 3 回（9 月）定例会会期日程

月	日	曜日	日 程
9	19	金	全員協議会 本会議（開会、委員選任、一般質問、議案審議） 平成 25 年度事業実施箇所調査 全員協議会
	20	土	休日
	21	日	休日
	22	月	決算審査特別委員会
	23	火	祝日
	24	水	決算審査特別委員会 常任委員会
	25	木	常任委員会
	26	金	議事整理日
	27	土	休日
	28	日	休日
	29	月	議事整理日
	30	火	議会運営委員会 全員協議会 本会議（閉会）

平成 26 年第 3 回与論町議会定例会

第 1 日

平成 26 年 9 月 19 日

平成26年第3回与論町議会定例会会議録
平成26年9月19日（金曜日）午前9時07分開会

1 議事日程（第1号）

開会の宣告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 常任委員の選任
- 第4 議会運営委員の選任
- 第5 諸般の報告
- 第6 一般質問
- 第7 議案第44号 与論町税条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第45号 与論町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第46号 平成26年度与論町一般会計補正予算（第4号）
- 第10 議案第47号 平成26年度与論町国民健康保険特別会計補正予算
(第3号)
- 第11 議案第48号 平成26年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号)
- 第12 議案第49号 与論町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第13 議案第50号 平成25年度与論町水道事業特別会計未処分利益剰余金の
処分について
- 第14 議案第51号 土地境界確定訴訟の提訴について
- 第15 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（与論町税条例の一部を改正する条例）
- 第16 認定第1号 平成25年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第17 認定第2号 平成25年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳
入歳出決算認定について
- 第18 認定第3号 平成25年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 第19 認定第4号 平成25年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決
算認定について
- 第20 認定第5号 平成25年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
- 第21 認定第6号 平成25年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

認定について

第22 認定第 7 号 平成 25 年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について

第23 特別委員会設置及び委員の選任について

第24 特別委員会設置及び委員の選任について

2 出席議員 (10 人)

1番 林 敏治 君	2番 高田 豊繁 君
3番 町俊策 君	4番 林 隆壽 君
5番 喜山 康三 君	6番 供利 泰伸 君
7番 野口 靖夫 君	8番 麓 才良 君
9番 福地 元一郎 君	10番 大田 英勝 君

3 欠席議員 (0 人) 欠員 (0 人)

4 地方自治法第 121 条による出席者 (16 人)

町長 南政吾 君	副町長 川上政雄 君
教育長 町岡光弘 君	総務企画課長 沖野一雄 君
会計管理者兼会計課長 林英登樹 君	税務課長 久留満博 君
町民福祉課長 酒勺徳雄 君	環境課長 福地範正 君
産業振興課長 鬼塚寿文 君	商工観光課長 富士川浩康 君
建設課長 山下哲博 君	教委事務局長 池田直也 君
水道課長 末原丈忠 君	与論こども園長 岩山秀子 君
茶花こども園長 阿多とみ子 君	那間こども園長 高田りえ子 君

5 議会事務局職員出席者 (2 人)

事務局長 川畑義谷 君 係 長川上嘉久 君

開会 午前9時07分

-----○-----

○議長（大田英勝君） ただいまから、平成26年第3回与論町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大田英勝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、4番、林 隆壽君、6番、供利泰伸君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（大田英勝君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月30日までの12日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月30日までの12日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 常任委員の選任

○議長（大田英勝君） 日程第3、常任委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、高田豊繁君、林 隆壽君、喜山康三君、麓 才良君、大田英勝君の5人を総務厚生文教常任委員に、林 敏治君、町 俊策君、供利泰伸君、野口靖夫君、福地元一郎君の5人を環境経済建設常任委員に、林 敏治君、高田豊繁君、林 隆壽君、供利泰伸君、福地元一郎君の5人を広報常任委員に指名したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員はただいま指名しましたとおり選任することに決定しました。

これから、各常任委員会の委員長及び副委員長を互選していただきます。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前・・時・・分

再開 午前・・時・・分

-----○-----

○議長（大田英勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定した旨、通知を受けましたのでお知らせします。総務厚生文教常任委員長に麓 才良君。同副委員長に高田豊繁君、環境経済建設常任委員長に供利泰伸君、同副委員長に林 敏治君。広報常任委員長に福地元一郎君、同副委員長に林 隆壽君。

以上のとおりでありますので、ご報告を終わります。

-----○-----

日程第4 議会運営委員の選任

○議長（大田英勝君） 日程第4、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、福地元一郎君、麓 才良君、供利泰伸君、林 隆壽君、野口靖夫君の5人を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員は、ただいま指名しましたとおり選任することに決定しました。

これから、委員長及び副委員長を互選していただきます。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前・・時・・分

再開 午前・・時・・分

-----○-----

○議長（大田英勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長及び副委員長は次のとおり決定した旨、通知を受けましたのでお知らせします。委員長に野口靖夫君、副委員長に麓 才良君。

以上のとおりでありますので御報告を終わります。

-----○-----

日程第5 諸般の報告

○議長（大田英勝君） 日程第5、諸般の報告を行います。

報告事項につきましては、印刷して配付してありますが、その概要につきまして

は、事務局長に朗読させます。

なお、本会議に提出されました請願・陳情につきましては、請願・陳情文書表のとおり、関係常任委員会で審査をお願いします。

事務局長。

○議会事務局長（川畠義谷君） 諸般の報告をいたします。

町長から平成25年度与論町健全化判断比率の報告、平成25年度与論町公営企業資金不足比率報告書、与論空港株式会社の事業計画及び決算に関する書類が提出されていますので、お目通しください。

また、町監査委員から平成26年8月分の例月現金出納検査結果報告書が提出されていますが、その写し（出納検査結果報告書については一部の写し）を配付してありますので、お目通しください。

さらに、平成26年第2回定例会において議決されました少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度の2分の1復元を図るための2015年度政府予算に係る意見書、平張り施設の作物共済加入に関する意見書については、関係行政庁及び関係機関に提出してあります。

なお、閉会中における町外での会議・活動等については、次のとおりであります。

また、議会だよりについては、6月の定例会の内容を特集した「よろんちよう議会だより第112号」を全世帯及び関係機関等に印刷配布してありますが、編集作業にあたった広報委員をはじめ、御協力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げます。

以上で報告を終わります。

○議長（大田英勝君） これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第6 一般質問

○議長（大田英勝君） 日程第6、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

2番、高田豊繁君。2番。

○2番（高田豊繁君） おはようございます。それでは、先般通告しました一般質問の通告書に基づきまして、質問をさせていただきます。

1 子育て支援対策について

- (1) 就学前の乳幼児を島外の医療機関に通院せざるを得ない場合に要する旅費の助成を積極的に行う考えはないか。
- (2) 児童福祉法に定める障害のある18歳未満の児童を島外の医療機関に通院させざるを得ない場合に要する医療費及び旅費の助成を積極的に行う考

えはないか。

- (3) 少子化対策や子育て環境を整備するための対策の一環として、少子化・子育て支援対策室を設置するとともに、児童公園等の環境を整備する必要があると痛感されるが、積極的に推進する考えはないか。

2 災害に強いまちづくり対策について

- (1) 台風や南海トラフ沖地震等の大型自然災害の発生に備えて、町防災対策基本条例（仮称）を制定する考えはないか。
- (2) 防災対策の一環として、前浜地区、ハキビナ地区の海岸防災工事の早期実施が求められるが、今後どのように推進していく考えであるか。
- (3) 大型台風や地震に備えた住宅建設を促進するため、新築住宅に対する固定資産税の一定期間の軽減措置、または建築費の助成が行える耐震耐風住宅建設促進制度を創設し、災害に強いまちづくりを進める考えはないか。

以上、質問を申し上げます。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。

まず、最初に1－(1)についてお答えいたします。

子育て支援の一環といたしまして、現在、県の支援を受けながら、小学校就学前乳幼児の疾病の早期発見及び治療に係る医療費助成やひとり親家庭の児童等に関する医療費の助成及び妊婦検診並びに出産や緊急輸送等に係る島外出産支援費補助の施策を鋭意進めているところであります。そのような中で、昨年度乳幼児医療制度を活用し、島外の医療機関を受診した乳幼児は20人、延べ受診回数50回となっています。このことから、専門的な医療を受ける場合の旅費等は、離島ゆえの厳しい医療環境にあり、島外受診を余儀なくされる保護者にとって多大な負担となっています。このような状況を踏まえ、今後、県に対する旅費助成の働き掛けや本町の財政状況を勘案しながら、町独自の取り組みなども視野に入れた支援策を検討してまいりたいと考えています。

次に、1－(2)についてお答えいたします。

身体に障害のある児童や、そのまま放置すると、将来障害が残ると認められる疾患がある児童が手術等の治療を受けることにより、身体上の障害が軽減される場合に育成医療制度を利用することができます。この制度は、対象となる児童が指定自立支援医療機関で治療を受けた場合の医療費の一部を公費で負担するものです。自己負担額は、原則1割となっており、世帯の所得水準等に応じて上限月額を設定し、負担を軽減するものです。なお、当該医療機関受診に係る旅費助成につきましては、近隣自治体において実施しているところもありますので、施策の内容を参考にしな

がら、今後検討してまいりたいと考えています。

次に、1－(3)についてお答え申し上げます。

少子化・子育て支援室の業務として、広報活動、児童手当、一時保育、ひとり親家庭支援、子供と親の健康等の業務が考えられますが、これらの業務につきましては、現在それぞれの担当部署において施策を展開しているところであり、新たな支援対策室の設置は考えておりませんが、専門家などのお力を積極的に活用し、支援策の研究会や研修会等を開催するなどして、少子化・子育て支援に一層努力してまいりたいと考えています。

また、児童公園等の環境整備につきましては、既存施設の有効活用を基本としながら、遊技等の充実を図るなどして、子育て環境の向上に努めてまいりたいと考えています。

次に、2－(1)についてお答えいたします。

防災対策基本条例は、防災対策に関する基本理念を定め、町民、事業者及び町などの責務や役割を明らかにするとともに、災害の予防及び応急対策などの基本的事項を定めることにより、防災対策を総合的、計画的に進めることで、災害に強い地域社会の実現を図ることを目的とするものであります。

本町の場合、この条例の定めはありませんが、災害対策基本法に基づいて、台風や豪雨、大地震、津波、高潮、大火災などの大規模災害を想定した「与論町地域防災計画」を昨年3月に策定し、災害時の運用指針として活用しているところであります。

御提案の条例制定につきましては、法的意義や必要性等について、県当局の指導も受けながら、今後検討してまいりたいと考えています。

次に、2－(2)についてお答えします。

平成25年度末に、与論町南海岸防災基本計画が策定され、海岸保全区域指定に向けた要望活動を関係課と連携を図りながら進めているところでありますが、海岸保全区域の指定までには時間を要すると考えられることから、最も優先的に整備する必要があるハキビナ地区の対策から進めているところであります。前浜地区につきましては、越波による浸水対策として町道の改修や護岸の嵩（かさ）上げなどが考えられますが、背後に人家や耕地がほとんどないため、現行の海岸保全事業の制度では採択基準に適合せず、事業実施は困難とのことでありますが、海岸保全区域の指定に向けて要望するとともに、道路交付金事業の防災・安全交付金を活用した防災対策事業などで実施できないか、県と協議を行っているところであります。

麦屋漁港整備につきましては、今年度から着手している茶花漁港整備の進捗状況を見ながら順次整備を進めてまいりたいと考えています。

ハキビナ地区につきましては、農地海岸について、現在、海岸管理者の変更協議を行っているところであります。また、同地区の保安林区域については、大島支庁が事業実施計画を策定中で、平成27年度からの事業実施に向けて取り組んでいるところであります。

また、保安林地区以外の農地海岸につきましては、海岸管理者変更協議と併せて、平成28年度事業採択を目指して、本年度中に事業計画書の作成を行い、平成27年度に県のヒアリングを受けられるよう取り組んでいるところであります。

次に、最後に2-(3)についてお答え申し上げます。

台風常襲地帯である本町において、大型台風等の災害に強い住宅の建設は、これからの重要な課題の一つであると考えています。御提案いただきました新築住宅に対する固定資産税の一定期間の軽減措置につきましては、現在、家屋を新築した場合、一定面積に対して3年ないし5年の軽減措置が受けられることとなっていますが、それ以上の期間につきましては、現行法（地方税法）では、地方公共団体独自の裁量の余地がないのが現状であります。

また、耐震耐風住宅建設促進制度の創設につきましては、制度設計や財政面などの様々な角度から十分な検討を要するものと考えられますので、災害に強い住宅建設を促進する観点から、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） それでは、補足して質問いたしたいと思いますが、まず最初に、1-(1)ですが、就学前児童の島外医療、治療、通院、旅費助成及び障害児童の医療の通院対象者への旅費交通費助成についてであります、先ほどの答弁でも乳幼児だけで延べ受診回数が50回をカウントしているということです。そうしますと、この就学前児童、あるいは障害児童等に関しますと、それ相当の数の方々が島外医療を受けているということが察せられ、かなりの旅費負担を強いられているということが予想されるわけです。この件につきましては、今後与論町が子育て支援、あるいは少子化対策として、この体制を町が積極的であるか否かという重要な問題であろうかと思います。したがいまして、この問題は町政における重要な一つの課題と考えますので、ほかの町村等の事例も参考としつつ、精神的に前向きに積極的な対策をお願いしたいと思います。町長。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南政吾君） 全くおっしゃるとおりで、行政の一番の役目というのは、弱者に対する支援をどのようにするかというのが、行政の責任だと思っています。そういう点からも、前に出産支援の問題で当議会から出て、それを実際に県に何回も陳情いたしました、やっと実現して今のような状況になってるわけであります、今

回のこの件についても直訴なり鋭意頑張ってまいりたいと考えていますので、よろしくお願ひします。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） 大変すばらしいと思います。よろしくお願ひします。

それから、島外のこういった医療受診につきましては、沖縄が主なウェイトを占めていると思います。関連してお願ひとお伺いをしますが、この与論～沖縄間の航空運賃、これは全く今は改善されていないところであります、このことにつきまして、実は先般8月26日の記事なのですが、鹿児島県がJALグループの東京～奄美間をはじめ、与論も含めて、航空運賃の助成を行うということを発表されています。その中で、県の交通政策課長が、これはあくまでも試験的な取り組みとして位置づけているとのことです、結局国・県は、航空会社がそれだけのスタンスがあれば、これに対して助成をするというのはやぶさかではないという表現、理解解釈だと思うのです。そこで、国・県にそういった助成制度を仮に町長がお願ひをしたとして、当の与論・沖縄間の航空会社であるRACが、そういった助成を受けるかどうかは、あくまでもRACの主体性にあると思いますので、国・県への助成のお願いやRACからの聞き取りを含め、今後の対策等について話し合う必要もあるのではないかと思いますが、どうですか町長。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南政吾君） 既に御承知のとおりで、国土交通省関係の事業計画の中では、与論と沖縄の件は、その交付金の対象にするという事業計画をきちんと立ててきたわけです。そういう中で、実際には財務省からの問題でできなくなつたのが現状であります。県と国土交通省は必ずやるという心構えで、今でも頑張っているということで、先日、現在の本支庁長さんからもお電話をいただきまして、与論においてになりましたのでお願ひしたわけですが、それを早速県に直訴しまして、実際にその問題について県も現在取り組んで、今も働き掛けていると。特に、この奄美関係から出ておられる保岡先生と遠山先生、そして今度出られた金子先生、この3名の先生がものすごい力で押している状況にあるので、地元もそのつもりで頑張っていただきたいという電話を、つい先日、1週間前に受けてございます。是非、これは私どもは経済圏が沖縄でありますので、県をまたがつての問題はおかしいという考え方もあるかもしれません、私どもにとっては生活圏が沖縄でありますので、その点は、どうしても実現してまいりたいと考えております。実現する前にイベント的な短期間の期間を決めてやる方法も県は考えてまいりたいとおっしゃっておられますので、是非実現に向かって頑張りたいと思います。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） そういうことで、26年度に引き続きまして、27年度もそういった交付金関係でお願いできれば、本当にすばらしいことだと思いますが、当のRACさんの中にも、その旨共通理解をして、意思の統一化を図っておく必要があるかと思いますので、今後の御活躍、御尽力をお願いしたいと思います。

次に、少子化・子育て支援対策室の設置についてですが、当面これを設置する予定はないということでおっしゃられています。国におきましては、少子化担当大臣を特命的に配置いたしまして、人口対策における危機感を国の中でも非常に募らせて、地方の人口減少の問題とか、そういった子育て支援、それから、女性がより社会で活躍できるようにということで、いろいろと手を尽くしてやっているのです。役場内におきましても3年ほど前ですか、税務課のほうにそういったエキスパートの方を配置いたしまして、町税が徴収率が低いということで、大変与論町も汚名というか、そういったものがリストに載ったのですが、大変今はめざましい成績を上げているところでございまして、対策室の設置効果というのは大変大きいものがあると思うのです。それと、やはり担当者担当者がセパレートではなく、同じような枠の中で課題意識を共通化してもっていくということは、これは非常に大事だと思いますので、今後、是非御検討いただいたら、必要なのではないかと思いますが、どうですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南政吾君） 先ほどお答えしたのは、しないということではなくて、現在考えていないということありますので、これからは地方の少子化というのは非常に大きな問題でありますので、少子化対策については、今議員がおっしゃるとおり、鋭意専門家の御指導を受けながら、検討してまいります。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） 実は、皆様御存じのとおりですが、NHKの「クローズアップ現代」で取り上げられていることですが、日本創生会議の与論町の将来の女性人口について予測がなされているのですが、町内における20代から30代のいわゆる子育て女性人口の数値が、現在の人口から約73%減少すると言われているのです。それで、日本全体で800余りの町村が確実に消滅すると予測がされている。大変、これは歴史上もそういったことはないと言われるほどの恐ろしいデータが出されているわけですので、本当に先ほどから申し上げていますように、そういった少子化対策、子育て支援対策を危機意識を持って取り組む必要があると、このように考えているところです。

それから、児童公園についてでありますが、児童公園についても赤崎にあるのですが、海の近くということもあって、施設の老朽化も厳しいところがあります。そ

れと、いろいろ聞き取りをしますと、町の中にそういった遊具施設とか、木陰とか、そういうのも欲しいなという意見もありますので、例ですが、図書館の近くの公園も今は空いている状態で、今は利用が少ないような感じに見えます。また、こういった遊具関係については、補助事業がなかなか取りにくいというのが現実だと思うのですが、先般、ハレルヤこども園に行きましたら町内の大工さん、それから鉄工所さんの技術をもって、原材料、賃金借上料等で十分いい品物ができるのではないかということを聞きました。建設課長も行って見られたとは思いますが、どうしても内地でつくられたメーカーさんの品物を買うと非常に高かったりするわけなのです。ですが、その割には長持ちしないと、長持ちしそぎたらメーカーさんがもうからないでしょうけれども、そういったこともありますて、パーゴラとか、滑り台、ブランコ程度のものに加えて、ちょっとした木陰とかもできるように工夫をしてやっていただければと思います。

また、コースタルリゾートにも欲しいという要望もありますが、そこは県の土地ですので厳しいと思います。おおがかりな予算は要らないと思いますので、できるところからやっていただきたいと思いますので、町長お願ひします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 既にある公園が本当にその機能を十分に発揮していないところがありますので、それから先に、今言われたとおり、そういう用具とかいろんな面での充実を図ってまいりたいと思います。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） ひとつ、よろしくお願ひします。それから、次に関連してお伺いいたします。教育長のほうにお伺いいたしますが、子育て支援の一環で質問させてもらいますが、休日とか夏休み、そういった子供たちが学校で遊べるような、あるいは緊急時の避難場所として、学校施設の開放については、今、どのような状況にありますか。関連してお伺いします。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） 学校の施設の開放については、学校に施設開放日誌というのがあると思うのですが、要は学校に目的と時間、場所をお知らせして許可を得ればいいこととなっています。ただ、御存じのように、その場合に政治的なものであったり、宗教的なものであったり、そういったものについては、確認をしてからとなっています。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） 今、私がお尋ねしているのは、例えば、子供たちが気軽に学校にあるブランコとか、そういった遊具施設とかもありますが、砂場もありますよね。

あちこちに公園をつくったりするというと膨大な金がかかります。そうすると、学校にそれだけ備わったものがあるわけですので、こども園等も含めまして、そのへんをもっと効率的に、いちいち日誌により届け出をするというのは、大人や保護者が使用する場合であればわかりますが、地域ぐるみで、また町ぐるみで子供たちがフリースタンスでのびのびと育てられるように、合理的な方法で使用できるよう今後検討していただければと思いますが、どうぞ。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） 正式な開放については、そのようなことです。日頃の子供たちの夏休みの開放については、基本的には自校の子供たちが来ているときには、学校の時間の中では断りを入れて遊ぶようなことになっていると思います。例えば、中学生が小学校に遊びに来ることもございます。その時には遊具の片付けとか、安全の注意をしてきちんと遊ばせることとしていますので、より分かりやすく、きちんと安全に遊べることができる施設の有効活用については、さらにまた、こども園、学校と検討して活用の拡大も図れるような方向で対処してまいりたいと思います。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） 是非ひとつよろしくお願ひいたしたいと思います。

次に、災害防災に強いまちづくりの推進についてですが、私どもは24年度、そして25年度大変過去に類を見ない大型台風の大被害を受けました。その中で多くの町民の方々が家を失い、再建計画もいまだめどもつかない厳しい状況があると思うのです。私は、大なり小なり農作物被害も含めまして、すべての町民が精神に大きな被害を受けたと認識しています。また、昨今は伊豆大島、あるいは高知、広島で土砂災害による多くの方々が生命、財産を失っていますが、これまでにない、これからの大規模な自然災害というのは大変レベルランクの高い災害が懸念されるところでありまして、大変危惧されるところです。与論島では、さほど山がない関係もありまして、大きな土砂災害はまだ発生していませんが、今後、こういった大雨、洪水とともに海岸防災、やはり台風の規模が格段に強くなってきており、特に海岸防災については、これまでの基準を見直してからなくてはいけないというところも出てまいります。そういうことで大変厳しいところです。

また、昨年の台風をみましても、やはり横からの風という一辺倒の感じではなくて、これは突風と言っているのですが、見ますと竜巻に近いようなスケールで、総務課長の自宅付近、木根奈地区の家屋も大分持ち上げられている。そういうのが古里にもだいぶ出まして、今、非常にRC住宅に対して、あるいはシェルターの建築がこうして進みつつあるように感じます。そういったことで、これからも災害は必ずこういうふうなのが来るのですが、自分の生命は自分で守る。あるいはまた、

地域における課題、問題、そういった問題も含めまして、自助・共助・公助という区分分けを設定して、そういったそれぞれの立場、それぞれの責任、それぞれの能力の範囲内において、災害対策、減災対策を行うという防災対策基本条例は、是非必要であると考えます。そこらへんの整合性はどうでしょうか、沖野課長。先ほどどの災害対策計画ですが、自助・共助・公助という区分分けや、すみ分け的な問題はどうなっていますか。総務課長にお願いします。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖野一雄君） 答えを申し上げます。全般的な基本的な考え方は、先ほど町長が答弁したとおりですが、今、御質問の自助・共助・公助という部分での防災対策を効率的に、しっかりと進めていくべき考え方ではないかということで、それが網羅されているのが、この御質問の防災対策基本条例の趣旨というところです。私どもも県の危機管理防災課のほうに連絡を取りながら、いろいろ御質問を受けた後でも相談申し上げたのですが、県のほうでは特にこの条例については、いわゆる理念条例という表現をされておられまして、理念的なことをしっかりとうたっていくというところが、この条例の趣旨だそうです。自分たちでできることは、まず、集落内の各家庭の皆さんとしっかりと自分たちのことは自分たちで守っていく、進めていく。そして、それでカバーできないところを、例えば集落の自主防災組織であるとか、そういったお隣近所さんでしっかりとスクラムを組んで助け合っていきましょうという考え方。さらに、自分たちでも、あるいは自分たちの集落だけでも解決できない部分を町全体で、あるいは県や国の制度を使いながら、しっかりと支え合っていこうという部分が今おっしゃっている自助・共助・公助の考え方の基本です。そういった意味では、この条例はやっぱり必要だということになるのですが、今の実態としては、県は県内の全市町村に、この条例をしっかりとつくりなさいという指導はあまりなされていない、それよりも実務的な与論町の地域防災計画、こちらのほうをしっかりとつくって、マニュアル的な部分が網羅されていますので、こちらのほうで実務的にしっかりと計画をつくって進めなさいという指導を受けて、与論町では、それを昨年の末につくりまして、今、それに従って進めているのですが、県内では鹿児島市だけにこの条例はできているという情報を得ています。しかしながら、やはり理念というのは、基本的な考え方をしっかりと条例でうたい込んでいくことが重要なテーマのひとつだと考えますので、これからしっかりと勉強しながら、必要であれば近いうちに条例を定めてまいりたい、あまり必要でなければ、定めないということもあるかもしれません、前向きに検討はしてまいりたいと思っています。以上です。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） ありがとうございました。やはり、今おっしゃられますように、条例につきましては、理念的な位置付けが大きいと思うわけですが、やはりその条例を制定してはじめて、その下に各種計画というのは成り立つわけですので、そういった冠みたいな条例をお願いいたしたいし、する必要があるのではないかと考えます。

次に、ハキビナ海岸につきましてですが、大変昨年度の台風も大きくて、墓地の流出、そして東側農地や西側の別荘、それから海水の流入等、大変大きな被害がありました。そういった対策といたしまして、南海岸防災対策計画の早期立ち上げがなされました。

また、ハキビナ墓地周辺の越波対策が土のう設置とか、それから堰堤の設置、そういうものを町費の単独でスピード一に皆様方の努力によってなされているのですが、大変町民の高い評価を受けています。町長以下、関係職員の方々に敬意を表したいと思います。このハキビナ海岸の場合は、県管理の区間が大変多いのですが、先ほどの御答弁の中にもございましたように、順調に進んでいるということですので、大変安心しているのですが、県管理の分、またアウトレンジにつきましても、やはり町が独自に進めなければいけない部分もございます。

特に、西海岸、西海岸の別荘からずっと西側にかけてもかなり激しい越波を受けましたが、その墓の部分だけに集中して視点を向けてみると、そこに跳ね返った波が西海岸のほうに迂回して被災が大きくなるということも十分推測されますので、そこらへんも含めてトータル的にひとつお願いをしたいと思います。

前浜海岸につきましては、先ほど御答弁があったのですが、防災、また、海岸事業では難しいですけれども、交付金事業の道路で対応ができるような方法があるのではないかということで、検討しているということですので、工事にあたりましても急勾配、例えば交差点の改良も含めて、そういった道路事業でできれば大変ベターだと思いますので、そこらへんをひとつまたお願いしたいと、今後また努力していただきたいと思います。

それから、最後になりますけれども、先ほど御答弁いただいたのですが、新築の住宅に対する固定資産税の軽減措置ができないかということではあります、いろいろ昨年も供利議員のほうからRC住宅についての固定資産の軽減ができないかということで御質問がありまして、今、島を回って見ますと、RC住宅が進みつつあるようなところもあります。そういうことで、この軽減措置が難しいということで、結局、これは税金のことに関しては、厳しいということではありますが、やはり、私たちの従来のいわゆる軸組工法というのですが、軸組工法をして、そこにトタンを張るというような屋根は、これは限界にきているような感じがするのです。です

から、住宅性能表示における耐震ランク1、これは今後の新しい住宅政策については、厳しいところがあるのではないかというのですが、このランク1というのはどのくらいのものかといいますと、100年に一度の大地震でも倒壊しないという程度のものですが、これは建築基準法で定めているのが大体ランク1なのですが、台風に換算するとどうかというと、500年に一度の台風でも倒れないというぐらいの木造住宅です。当然耐震強度があれば台風に対しても強いので、そういったことを鑑みますと、強靭化対策の中で、これから建築する与論町の住宅においても、そういったシステムも必要ではないかと思われます。

それから、固定資産税のことについてですが、先ほどの御答弁では、地方公共団体独自の裁量の余地がないのが現状であるということなのですが、ここでまず、木造住宅についての御提案なのですが、実は、この木造住宅でいきますと、評価額は大体1000万円の評価額の住宅の場合、初年度から経年減価率0.8で、ガーッと下がってきます。これで25年目にきて初めて0.2に経年減価率が下がってくるのですが、実を申しますと建て替えなくてもよかつた住宅があるわけです。結局、台風が来なければ何ら家を建て替える必要はなかったのですが、そういう住宅の場合は、この0.2のままの固定資産税しか入ってこないわけです。そうすると、台風で壊れたところに被災住宅を新築しますと、0.8から先ほどありましたように、3年ないし5年は経過措置が受けられるということもあります、まともに考えた場合は、これだけの分が固定資産税が増えてくるということです。25か年のうちに。三角形の部分が出てきますが、これは一つの提案ですが、まず税金の緩和ができるないとすれば、いったん収納した税金を、この10か年については、木造住宅につきましては、これを年の納税に応じて0.54、10年経つと0.54になるのです。経年減価率が、0.54になるまでの10か年間の部分は、新築住宅の方々に助成をするという方法があるのではないかということが考えられます。これは町長の裁量部分だと思うのです。ですから、これは税法に何ら触れるわけではなく、結局それだけの固定資産税が増収になってくるのですから、町として、確実に徴収できればの話ですが、そういうことですので、これは木造住宅の場合は、せめて10年程度は軽減措置をする意味で助成をしたらどうかということです。

それから、RC住宅なのですが、RC住宅の場合は約60年かかるのです。60年経過してはじめて0.2になるのです。0.8から0.2、その間で払う税金というのは、これを合計しますと、これは仮にRC住宅1500万円の評価額の場合ですが、税金にしますと630万円ぐらいの税金を払うことになります。固定資産税だけですよ。取得税は県税ですから、これは別ですが、それを0.8から15か年分の15か年ぐらいは0.5947という経年減価率で通す形です。これはそ

いったイメージで考えて、この分は是非助成をしていただく方法はないか。それでも、これだけ増収になるのですから、膨大な金額が町としては固定資産税が入ってくるのです。これによって、もちろん民間の仕事も増えてきます。それから町の税収も増えてくる。また、このような強靭化住宅を造ることによって、町の災害、被災が少なくなるということは大いに考えられますので、是非これは研究チームを発足させていただいて、税務課長がプロフェッショナルですので、検討していただいたら非常にいいのではないかと思います。だから、新築住宅が増えれば増えるほど、町長も今年住宅を新築されるのですが、与論町全体の固定資産税が新築住宅が増えれば増えるほど大きく上がってくるのです。今後是非ひとつ検討していただきたいと思います。

そういうことで、民活による経済の活性化ということも期待できますので、是非ひとつ考えていただきたいと思いますが、町長どうですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 鉄筋コンクリートの免税については、県にもいろいろと何回もお願いをしたり、何とか方法はないかということで、大島郡の首長会でも何回も提案をしていろいろやったのですが、無理だというのが現状です。町では、固定資産の評価委員が評価しますが、そういう点の活用の仕方というのを考えたことがなくて、今初めて聞いてなるほどと思いました。今後また検討してまいりたいと思います。

ただ、鉄筋コンクリートの最後のところで説明のあった5年か10年、固定資産税を下げるについては、ちょっと難しいところがあるのでないかなと思いますが、いろんな角度から検討をしてまいりたいと思います。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） 税率を変えるというのは、あまり大きな声では言えないですが、評価をちょっとの程度調整するとかというのはできるかもしれないですが、税率そのものを下げるというのは厳しいところがあると思いますので、それに代わるような方法論もあるかと思いますので、是非その点はお願いしたいと思うところです。

大変難しい話も申し上げましたが、時間がまいりましたので、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大田英勝君） 2番、高田豊繁君の一般質問を終わります。

次は、3番、町 俊策君の発言を許します。3番。

○3番（町 俊策君） 最近、ふるさと納税という話が頻繁にされています。我が島もそれにのっとって、具体的な流れをつくってはどうだろうかという気持ちで質問い

たします。

1 サンゴ礁基金の寄附金増対策について

- (1) 本町には、寄附金を社会投資の資金として受け入れ、個性あるまちづくりに資することを目的とした与論町ヨロン島サンゴ礁条例が制定されている。この条例を改正して、現在寄附金の使途対象となっているサンゴ礁の保全、ヨロンマラソンの運営、与論十五夜踊りの保存、離島の振興事業以外にも寄附金が集まる仕組みにし、制度の内容充実を図る考えはないか。
- (2) 基金の運用から生ずる収益の一部を充てることにより、島内で生産された農産物、海産物及び加工食品等を詰め合わせた「ふるさと宅急便」を寄附者に贈ることで、絆が一層深まるとともに、関係者の生産意欲等も高まると痛感されるが、町長はどう考えるか。

2 在来種の調査と保護対策について

- (1) Uターンして移住してから約40年になるが、帰郷当時は普通に見かけていた動植物が、いつの間にかいなくなった。海洋生物をはじめ、陸上の小動物や植物類、鳥類等の在来種を今のうちに図鑑等に掲載し、保護していく必要があると痛感されるが、町長はその対策をどう考えているか、以上についてお願ひいたします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの御質問にお答えいたします。まず最初に1-(1)についてお答えいたします。与論町ヨロン島サンゴ礁条例につきましては、町内外の皆様からの寄附を通じた住民参加型の地方自治の実現及び個性あるまちづくりに資する目的で、与論町ヨロン島サンゴ礁基金の設置を柱に平成19年度から運用を始めた制度であります。

この寄附金を募る手法や使途を更に広げるべきとの御提案ですが、この条例の第2条には、第1号から第3号まで具体的な事業を例示するとともに、続く第4号で「離島の振興に関する事業」として幅広く事業展開ができる仕組みとなっています。すなわち、寄附者の御希望に応じた指定寄附はもとより、使途が指定されていない寄附につきましても、受け入れて幅広く事業に活用できるような条文規定となっています。

なお、この条例及び基金の題名については、「サンゴ礁」の文言が付いていることから、使途が指定あるいは限定されているとの誤解を生じやすい点もあろうかと思います。

今後は、同条例及び基金の題名の改正等の検討も含めて、この制度の更なる充実と有効活用に努めてまいりたいと考えています。

次に、1-(2)についてお答えします。

サンゴ礁基金に寄附をいただいた皆様には、謝礼として、その金額が1万円以上5万円未満の場合は、島内協賛店において割引等が受けられるヨロンパナウル王国のパスポートを、また5万円以上の寄附者には与論献奉の杯をお贈りしているところです。

御提案の「ふるさと宅急便」の活用につきましては、季節が限定的であることや鮮度保持などの課題があろうかと存じますが、地場産品の育成及び生産振興につながるような仕掛けの一つとして、今後の検討課題とさせていただきたいと存じます。

なお、サンゴ礁基金の運用につきましては、現在の預金利率が極めて低いことから、その収益による果実運用は難しいところであり、当面は元金の有効活用に努めてまいる所存であります。

最後に、2-(1)についてお答えいたします。

御指摘のとおり、数十年前には頻繁に見られた小動物等が近年見ることができなくなったり、外来の動植物が増えたりしているのが現状であります。このことは、私たちのあらゆる活動に起因していると思われます。これまで島の豊かな自然環境に守られてきた在来の動植物を、島の宝として将来に残していくことはとても大切なことでありますので、その方策を検討し、保護活動を推進してまいりたいと考えています。

在来種を今のうちに図鑑等に掲載して、その保護に努めてはどうかという御提案についてでありますが、大学等の専門機関などと連携を図るなどして検討してまいりたいと思います。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） 説明文章を配付したいのですが、よろしいでしょうか。先ほど提案したものです。

○議長（大田英勝君） はい。

○3番（町 俊策君） 引き続き質問をいたします。よろしいでしょうか。

私は、国がふるさと納税については、奨励しているし、それから次年度から免税範囲が現状からすると倍になるということありますので、これを活用しない手はないだろうと思っています。この活用は遠くで働いている島出身の方々との心の一つの通い路といいますか、そういう役割も果たせるのではないかということと、やはりふるさとから贈られてくるものについて、自慢ができるようなものを地元でも作っていかなければいけないということなどを含めますと、非常に有り難い制度だと思っています。是非これを奨励して活動を活発化して、与論島の地場産業の育成に役立てていただきたいという気がいたします。

今お配りしたふるさと納税の取り扱いについての案ですが、自分なりに考えてみても、不足な点はたくさんあります。ですが、これは一つのたたき台として意見を深めていけばいい制度ができるのではないかという思いがしています。

まず最初に条例ですが、サンゴ礁基金の条例につきましては、文言をところどころ少し変えていただいて、そしてまた、事業の区分、これに島内特産品の振興に関する事業という形で1項目入れてもらい、ところどころにふるさと納税に関するという言葉を入れてもらえば活用できるのではないかと思っていますが、改めて、これも検討をしていただきたいと思います。それから、今お配りした取り扱いについてですが、もちろん私どものほうは、一方的に納税というか、お金をいただくだけで何らの見返りがないというのが現状です。ふるさと納税をされる方には、たとえば、1万円送ってこられたところには、この程度のものを贈ってあげよう、ふるさとはふるさとなりのお返しをするということで、お互いにそういったもので通じ合えることで絆が深まるのではないかという気がいたします。

今、何人か与論町に寄附をいただいた方を知っているのですが、その人たちの思いは、本当に無償の心、何というんですかね、非常に島を思っての心で、それ以外の余分な考え方は一切お持ちではない方だったりなのです。これはもっとよその事例などもみますと、牛1頭というお返しをしたり、いろいろ人気取りみたいなことをやっていますが、あくまでもふるさと納税をお願いして、だからこれを送りますということではなくて、ふるさと納税を有効に生かしてサンゴの活動に充てたり、もしこれがたくさん増えてくれば、今いろいろな事業を新しく始められた方がいっぱいいらっしゃいます。まず「モリンガ」というそばを作っている人もいれば、同じそばでも前から「モズクそば」を作っている人もいらっしゃるし、それから、若い人で言うと生姜から作った、これは与論で生姜を育成して、そして製品化している飲物ですが、このような飲料と、探せばあちこちにいろいろなものを一生懸命頑張って作っていらっしゃる方がいます。これらの人たちの努力に報いるというか、そういうことも必要だし、そしてまた、そういう販売、販路を広げることによって生産意欲も増すのではないかという思いをしています。もし、これが成就されれば、何も見返りはないですが、全部定価でお贈りするということで、すなわち贈られてきた品物が定価に見合う評価を受けるのであれば、島からその品物を取っていただけるのではないかという考えも持っているのです。とにかく、島には何もないよという話ですが、一生懸命努力をいろいろ作っている人もいっぱいいらっしゃいます。いろんな品物はありますし、この要求に耐えうるだけのふるさと産品というのはあると思います。どうかひとつ、今のサンゴ礁基金を加えるなり、あるいはセールスなりして、このふるさと納税の取り扱いについて、条例化

をお願いいたします。今のサンゴ礁基金につきましても、その方法は一般の人達は知らないと思うのです。どういう具合に使われているのか、どういう運用をされているのか。ふるさと納税の場合は、とにかくそういった代表者の方々が集まっているだけで、これをやっていく、役場が直接やるわけにはいきませんので、役場の仕事は、町長の札状を出すことと、領収書を作つてあげることと、その後は地元だけでの対応です。それだけをしていただいて、あとはこの特産品評価員、仮名称ですが、そういう方々でいろいろと運営を図つていく。そういう形では非この機会にやりなさいと国は言っているわけですから、それを喜んで引き受ける万全の対策の方策をとっていただきたいと思います。

よその市町村の例もいっぱいありますが、焼酎を送ったり、幻の焼酎「森伊藏」だとか、それから宣伝でもインターネットなどで「ふるさとに寄附しようよ」とか、いろいろ訴えております。そうしたことと、ひとつ是非、もう少し力を入れていただいて、この実現を今年度中に体制づくりをお願いしたい。とにかく、これをやることによって生産意欲もいろいろ出てくると思います。その中には作られたお菓子だけではなく、畠の産物もいいのではないか、今は冷蔵、冷凍が発達していますので、宅急便は十分対処できると思います。季節によってはマンゴーもあります。それから海産物もいろいろあります。いろんなものが与論にはいっぱいあります。みんなそういったものを食べて育ったのですから、まず島の方々にふるさととの一体感を持っていただくということから、是非これをしっかりとしたもので組織づけて実施していただきたいと思います。どうかひとつよろしくお願ひいたします。

この中で、ふるさと特産品のいわゆる納税者へ発送する内容としては、3種類か4種類、5,000円だったり、1万円だったり、1万5,000円だったり、あまりたくさんというわけにはいかない。いっぱい納税された方に、それなりにたくさん贈るというのは大変ですから、そういう本当の気持ちを贈るということでいいのではないだろうかなと思います。このふるさと納税の用途について、いま一度検討していただける意思は、町長ありますか。お願いします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 本当に私どもとしても、このふるさと納税、たくさんいただきまして、非常に有り難く島を思う気持ちに感謝をしているのですが、それへの対応の仕方がまだ今一歩というところがあるのではないかと反省しているところもあります。ただいまの議員の質問に対してですが、まず一つには、今、県にふるさと納税をして、その中から県が40パーセント、残りの60パーセントが与論にくるのと、私どもが創設したサンゴ礁基金というものが、これは国でふるさと納税の制度ができる前に与論は3年前からやっていたものですから、与論だけは自由にしてい

いということで、そういう二つの制度になっているのですが、入ってくる中身は町の中ではみんな一緒になっているのです。そのようなことから、サンゴ礁基金というのが非常に誤解を受けている面があるのではないかということで、名前を統一したほうがいいのではないかという点が一つあるのです。その指摘を今受けたのではないかと思いますが、それをどうするかというのが、サンゴ礁基金をやるときに委員会を開いて、いろいろな角度から検討した結果やってはいますが、今議員の指摘したところを、まずは再検討させていただきたいと思います。

それと、お礼の品物の選定についてであります、その選定をする機関がきちんとしていない点がありますので、その点も考慮してまいりたいと思っています。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） よろしくお願ひいたします。観光は少なくとも、こういったことで途絶えないように、お客様が来た時に、何もない島だったと言われないように、みんなが生産者が努力をしていいものを作っていくことのためにも、非常に大切なことだと思います。

これは担当するとすれば、総務課長ですか。

〔総務企画課長「はい」と呼ぶ〕

○3番（町 俊策君） 改めて、こういった委員会を設置していただきたいという希望なのですが。課長、どのように考えられますか。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖野一雄君） ありがとうございます。町長からもございましたように、議員からの御提案、あるいはいろいろな方々からお知恵をいただく意味で、改めて委員会なりを設置いたしまして、この名称も含めてもっともっと寄附金が集まるような形、そして、その寄附金をいただいた上で有効に活用できるように、あるいは島の特産品の開発に結びつくような形で進めてまいりたいと思っていますので、どうぞよろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） 質問の1と2を終わります。3についてお願ひいたします。在来種の調査と保護対策についてですが、私もこの島で生まれただけで、生まれてすぐ、そういう時代でしたから、都会というか、神戸辺に行ったりして、あとは鹿児島で成長したのですが、島に帰ってきて一番嬉しかったのは、それまではNHKの白黒テレビでしか見ていなかったのです。しかも大飢饉（ききん）の写真しか写ってこなかったのです。ばあちゃん、じいさんが、畑で竹の杖をついて着物を着て、畑をうろうろして歩いているというような写真しか出てこない。生まれ故郷はどこかと言われて、与論島ということが非常に言いづらい思いをしたことがあります。

それから比べると、今は隔世の感がいたしますが、その頃、うれしくてしようがなかったのは、初めて「有村」の船ではしけで来て、夜明けまでそこの運送店の机にうつぶせに寝ていて、朝、目が覚めて海を見ると、本当にこれは海の色かという思いがしました。見てびっくりするのと同時に、ものすごくうれしい気持ちになりました。自分の生まれたふるさとがこんなにいい島だと、すばらしい島なんだということが実感できました。そしてまた、この島に自分の生まれた島だから、一生ここで暮らそうということで、今に至っています。鹿児島に住んでいたときは、朝の5時頃起きて城山にメジロを捕りに行こうということで、よく出かけたのですが、家のそばから、自分の身の回りから小鳥が飛んでいる光景をよく目にして、びっくりしたぐらいでした。島で暮らし始めたときは、スズメがいっぱいいたのに、メジロとスズメとどっちが多かったのだろうというぐらいにいたのに、それも全くいなくなつた。

それから、もう一つは海のもの、海の生物でも引き潮になって夜でも昼でもウブインジュに渡ると、いろいろなものが採れました。塩を吹いているからなんだろうと思ってじっと見ていたら、それはタコだということで教わったり、いろいろびっくりしたのですが、そういういろいろな動植物がいたのに、本当にいつの間にかいなくなつた。特に、最近ですとウニです。ウニもいっぱいいたのに全く採れない。海に行って割って食べるということもできないということが現状で、それは役場の人がやることではないですが、保存に努めるような取組を行うとか。このような状況を憂いてる人がいます。そして、例えば鳥類につきましては、非常に見識のある人もいらっしゃいます。そういう方々をお願いして、協力しあって、役場職員が何人か就いて、それをまとめ上げていくということを民間の方々と一緒にになってやってもらえないだろうかと。役場部内だけでやりますと、どうしても行動に限界がくるでしょうし、知識の幅も広がらないだろうし、ある程度の知識がなくては困るのですが、そういうことで、そういうサークルを行政が発案して、そして、民間の方々にも一緒にやってもらうというシステムを含めてお願いをいたしたいと思います。こういったことについて、積極的に取り組んでいただきたいという気持ちがあるのですが、町長、これを行政としても、ひとつ御支援をいただきたいのですが、町長のお考えはどうでしょうか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） この問題は、与論だけではなく、各地域で起こっている大きな問題であります。そういう点からしても、私どもとしてもその対応を考えていかなければならぬという考えはあるのですが、今まで具体的にその行動がなされていないというのは事実であります、大変申し訳なく思っているのですが、今後、ど

の課が担当すべきか、どういうふうな方法が効果的にできるかということを検討させていただきたい。その結果、在来種の保護に向かって頑張ってまいりたいと、動植物ばかりが目に映っているような感がありますが、その他の植物についても検討させていただきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） ありがとうございます。御存じだとは思うのですが、茶花小学校の学校の校章。この校章にある脇に出ていますが、あれは月桂樹だという人がいるのですが、あれは月桂樹ではなくて、あれは海藻なのです。その海藻にポツポツポツとあるのは子供なのですが、いろいろな小さな植生が養われてきたのですが、その意味を含めた学校の校章だと思います。そういったことも含めて、もともと大切にしようという気持ちがあって、誇りに思っていることもあるのです。ひとつ是非今後とも、これらの無くなりつつあるものをもう1回、それをまた取り返すというか、復元するというのは難しいでしょうけれども、今ある動植物も含めて是非図鑑等に掲載して保護していただきたいと思います。

雑談になりましたけれども、木の下にミミズクが2匹いたのですが、あんなの初めて見ました。島の子供たちはみんな知っていて、「昔からいるそうですよ」と言われて恥をかいたのですが、そういう具合に、もういなくなつたと思われる動植物も気をつければいるということなので、どうかそういったことの心配りをしていただけるようお願いをして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大田英勝君） 3番、町 俊策君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時34分

再開 午前10時44分

-----○-----

○議長（大田英勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は5番、喜山康三君の発言を許します。5番。

○5番（喜山康三君） 一般質問を行います。

1 新清掃センターの建設場所に係る反対運動とごみ対策について

(1) 兼母地区に新清掃センターが建設された場合、空港、港湾はもとより、周辺のホテル、レストラン、住宅だけでなく、風向きによっては茶花市街地にも排煙が流れ込むなど、住民の健康被害や観光産業への悪影響が懸念されます。このため、当該地区に建設することへの反対運動が起きております。建設予定地を再検討する考えはないか。

(2) 新清掃センターの処理能力を1日当たり8トンと見込んでいるが、この試算値は人口減少等将来を見据えた場合過大ではないか。

(3) 昨年2月から一般廃棄物処理有料化検討委員会が開催されているが、町民の負担見込額の算定根拠と課金の方法をどう考えているか。

2 防災・減災対策について

(1) 大雨が降ると産業通りは恒常に冠水する。将来さらに大きな被害の発生も予想されるが、町長は現状をどのように認識し、これまでどのような対策を講じてきたか。

また、今後対策をどう講じていく考えであるか。

3 与論城趾公園の管理について

(1) 城の与論城趾一帯の公園入り口に宗教法人の立入禁止の立札が立っているが、これはどのようなきさつによるものか。また、一帯の公園はどのように管理運営されているのかお聞きします。よろしくお願ひします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの御質問にお答えいたします。最初に、1-(1)についてお答えします。

建設予定地の再検討についてであります、現在の建設予定地は決まるまでには、「与論町ごみ焼却施設建設推進委員会」を立ち上げ、同委員会の中で複数の候補地について検討を重ねてまいりました。その結果として、同委員会から現在の予定地が建設予定地として適しているとの報告を受けて決定されたものであります。他に適切な用地もないため、建設予定地を再検討する考えはもっておりません。御指摘の排煙による周辺住民の健康被害につきましては、町民や周辺住民にとって、安全で安心な施設となるよう、法令や条例で定めている各種環境基準を守りながら、計画を進めてまいりたいと考えています。

次に、1-(2)についてお答えいたします。

新焼却施設の1日当たりの焼却処理能力8トンにつきましては、平成35年までの人口推計に基づき、計画期間における焼却ごみ量の最大値を参考に決められています。御指摘のとおり、人口推計によりますと、本町の人口は徐々に減少する傾向にあります。しかし、焼却ごみ量の最大値の時期に対応できなければ円滑なごみ処理ができなくなります。近年の台風災害の結果等を勘案しても処理能力8トンは適当であると考えています。

次に、3-(1)についてお答えします。

一般廃棄物処理の有料化につきましては、与論町一般廃棄物処理有料化検討委員会で検討されている最中であります、町民の負担見込額及び課金の方法について

は、はっきりしたことは申し上げられない状況にあります。

町民の負担見込額についてでありますと、環境省が出しています「一般廃棄物処理有料化の手引」や大島郡内の町や広域組合等の取り組み状況を参考に、検討が進められています。課金の方法につきましては、他の市町村を参考に、町民が小売店から町指定のごみ袋を購入する際に、袋代と処理手数料を同時に支払う方法ができるか、委員会で検討がなされているところであります。一般廃棄物処理の有料化は、一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び町民意識の改革を進めるためにも必要であると認識しております、今後も推進してまいりたいと考えています。

次に、2-(1)についてお答えいたします。

御指摘のとおり産業通り町道与毛田線は、度重なる豪雨災害に見舞われ、地域住民の財産等に大きな損害を被っています。何らかの対策を講じなければならぬと考えていますが、これまであまり有効な対策が講じられてきていないのが現状であります。

産業道路が大雨時に浸水することを抑制するため、側溝の整備による雨水の分散化や集水池の確保等について、現地踏査を行い、早急に対策を講じるべく検討しているところであります。また、緊急的な対策として、一部の商店前の側溝の改修を行っています。

ウブインジュにつきましては、これまで農地・水環境保全活動による地域住民の清掃活動と併せて、町民の建設業者のボランティア作業により4~5年に一度清掃を実施しています。

最後に、3-(1)についてお答えいたします。

与論城趾入り口（第二鳥居）に設置されている看板についての御指摘だと思いますが、神社法人と協議し、適切な対応をしてまいりたいと考えています。

現在、与論城趾一帯の管理につきましては、管理委託しているサザンクロスセンター周辺を除き、教育委員会、商工観光課及び町民福祉課が管理しています。一帯は観光客や町民が多く訪れる場所でありますので、今後は整備員を配置して適切な管理に努めてまいりたいと考えています。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 町長にお尋ねしますが、新清掃センターの建設に向け、町長はどのような指示や要望を事業を行うにあたり、どういう要求とか要望とかをされたか、それについてお聞きしたいのです。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 質問の内容がよく把握できないのですが、誰に対しての要望で

すか。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 新清掃センターを建設する以前に担当者に対して、事務方に対して、こういう清掃センターをつくろうではないかとか、こういう工夫をしようではないかとか、いろいろな意味で町長が持つ政策的な考え方があると思うのですが、そういう意味で担当者にどのような要望とか指示を出したことはありますか。なければないで結構です。どうぞ。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 指示になるかどうか分かりませんけれども、これはしょっちゅう環境課とは話合いをしているので、その中で人口が減るのを検討しなくてはいけないということと、それから、これから維持費について後行政の大きな負担になる可能性があるから、その点のこととも考慮に入れてもらいたいということ。それから、業者について、いろいろ業者については、できるだけ多くの方々の競争を得てやる必要があるのではないかと、その検討もやってもらいたいと、その時に業者の数を多くするだけで、後の機械面のメンテナンスとか、あるいはまた制度の問題もあるので、そういう点も総合的に検討をしていただきたい。清掃センターが故障して稼動できないということでは、半月ぐらいはある程度は対応できるかもしれないけれども、非常に対応できない状況になるので、その時のこととも十分考慮して進めてもらいたいとは言っています。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 今お聞きしたのが全部であれば、場所の検討については、一切指示していないとお聞きするのですが、今、御承知のとおり建設場所については、いろいろ地元から反対運動が出ていますが、今、答弁書の中では委員会からの適しているとの報告を受けて決定されたものであるという答弁ですが、町長は委員会報告書の中は御覧になりましたでしょうか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 逐一、読ませていただきました。みんな読んでおります。また、見てています。場所については、何も言っていないのかということですが、職員にこの場所をということは一言も言ったことがありません。というのは、逆に言えば他人任せになるではないかという考え方もありますが、今はつきり申し上げまして、言ったことはないですが、私個人の立場で初めて申し上げますが、兼母が最適であるという個人的な考えは持っています。以上です。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 町長、6月に私に答弁されたことは覚えていらっしゃいますか。

どのような答弁をされたか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 逐一は覚えていないですが、ある程度は覚えているのですが、ちょっとあの日は具合が悪い日で、行き過ぎた点もあったかとは思いますが、無責任なことは言った覚えはありません。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 今、私、委員会報告書の中を見てお聞きしたいのは、場所を決めるときに、第1案の場所と第6案の場所が挙手で採決されているのですが、第1案というのが今の兼母の地区、第6案が堆肥センターの横、その票は何対何かというのは御存じですか。

御存じないようですので、要するに町長は会議録などは目を通していないのです。ただ担当からの内容だけお聞きしているのではないかと私はお見受けしているのです。ということは、これは堆肥センター横にするのが4票で、今の兼母地区にやるのが5票という、5対4の票で採択されているのです。それから、6月に私の答弁の中で、町長、確かに体の具合が悪くいろいろ、私もまた行き過ぎた質問があったかもしれませんけれども、もう少し責任ある答弁をしてほしいのです。表玄関にすることは、100パーセントしないのが常識ですよということで、私に答弁されているのです。後で会議録を目を通されたらいいのですが、それは民生の安定化を図るために涙をのまなくてはならなかつた。そういう御答弁をされているのです。それは覚えていらっしゃると思うのです。私が申し上げたいのは、検討委員会で5対4という僅差でされているということとともにかくなのですが、この会議録の中で、「行政側からその意向がある」と、委員からの発言があるのです。これは、後でゆっくり見られれば分かりますから、行政のほうは当初から兼母地区につくりたいと、そういう意向であると、そういう趣旨の委員の発言があつて、今、町長が個人的に兼母が適正であるということみたいな形に沿うような形で委員会が進められていたのではないかと、その点はいかがですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） まず最初に、第6候補地の堆肥センターのそばというのは、議員も見られたと思うのですが、あの場所に建物が建つということは、とてもではないけれども、想像がつかないということで、私は第6というものは想定されないと、う思いがしたのです。今言わせて思い出したのですが、確かに票差はきつ抗した票差であった。びっくりしたのですが、それを見て慌ててその場所へ行ったのですが、長方形で隣は崖で、これはとても建物ができるような場所ではないということで、私としては不適当であるという考え方を抱いたわけであります。それから、今さつ

きおっしゃいました行政が第1候補地を優先してという考え方については、これは私が指令したのではありません。ただ、もし言ったということであれば、町有地がそこだけしかないと、町有地はほかにないのです。町有地がそこだけしかないということの考え方で言ったかもしれませんけれども、私は指示をした覚えはありません。指示していません。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 会議録の中にも、もちろん有料化検討委員会の会議録も見たのですが、秘密にすると。清掃センター建設検討推進委員会のほうでも、この会議録は公開しないと、そういうことを会議録の中で議員の方が言われているのです。いったい町民に対して有料化についても、建設場所についても、このごみ政策については、すべて100パーセント公開して、いろいろな形で討議を進めるべきではないかと思うのですが、その点はどうですか、町長。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） これは、私見になるかと思いますが、こういう問題については、私は公平性を保つためには公表すべきで、名前は公表すべきでないと思っています。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 名前というのがどういう意味か分かりませんけれども、もちろんプライバシーの侵害になるようなことは、それは当然公表していないですよね。会議録の中でも委員の方だって委員という名前であって、個人名は書いていないのですが、会議内容をなぜ公開しないのかとか、秘密にするとか、そういうことを最初から前提として会合をされているのか。それは甚だおかしいことではないでしょうかということなのです。

それと、委員会の中にも、この間反対する会のほうから、推進委員会の方々と会合を持ちたいということで、会議の要請があったと聞いていますが、これについて、これは許否されて、不採択でこの会をもつことはできないことになっているのですが、課長、どういうことで、これが不採択になったか、その経緯について、もし御承知でしたらお願ひします。

○議長（大田英勝君） 環境課長。

○環境課長（福地範正君） お答えいたします。ただいまの御質問の反対者の方々からの建設推進委員会に対するお伺い申込書が9月1日に届きました。その件につきまして、同委員会は9月6日に申込書に対する対応を検討しています。その結果といたしまして、同委員会は、その申込書を不採択ということで、議決がされており、そして、9月8日には反対者の代表者の方へ不採択になりましたということを回答しています。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 不採択になっているのは分かっているから、その理由は何ですかということです。もちろん私が言うのは、あなたは担当課長ですよね、あなたの方で全部、その委員の選定のほうも全部して町長に上げて、町長の決裁をやって行っているのですよね。それから会議録の中に、この場所について、地域住民に対して説明会をもつということがちゃんと言われています。あなたから頂いた、議長を通してもらった会議録の中に、地元の方々に対して、この経緯について説明会をもちましょうということが委員の中から言われている発言があるのですが、それは何で開かれなかったのですか。いきなり町民説明会で、地元の隣接地の方々とか、地主の方々、いちばん身近な方々の意見は1件もお聞きしていないのです。これはどういうことですか。町長、これについてどうですか。

○議長（大田英勝君） 環境課長。

○環境課長（福地範正君） ただいまの御指摘、御質問についてであります。新しいごみ焼却施設の説明会につきましては、6月と8月にどなたでも参加できるような形の。

○5番（喜山康三君） 地元説明会のことを聞いているのです。

○環境課長（福地範正君） ですから、地元の方も含めて、どなたでも参加できるような形の会をもっています。それと、現時点で環境課で新しいごみ焼却施設に関する情報というか、あるものは、基本計画に基づく分と、用地選定について推進委員会にお願いしてある2点であります。その施設内容につきましては、9月に実施計画を委託発注していますが、基本計画以上の清掃センターの中身につきましては、実施計画が固まらないと、新しい情報と申しますか、地元の方々にも説明会できないということで、これまでの2回の説明会は基本的な内容で終わっているということです。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 先ほどは全町民になぜやったか、その地域にだけやらないのかという御意見だったと思うのですが、それは最初にその地域だけに決めて、最初の検討委員会で、そこに町が勝手に決めてあれば、そうなるかと思いますが、そういうことをしていない証拠として全町民にやっているので、その中から選ぶ、全町の中から選ぶのですから、それは当然のことで、それを叱るのはおかしいのではないですか。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 委員会の会議録の中に、立長地区の方々に詳しく説明会をもちましょうということで、議員からも発言があるのですよと、会議録に載っているの

です。だから、それに沿って地区の方々にも説明すべきで、土地の隣接地、地域付近に住んでいる方々に対しても一定のそういう手続きは必要ではないでしょうか。それもされていないでしょう。それはすべきではないですか。行政側として、普通きちんとした根回しはすべきですか、そういうことの意味での話合いというのは、一応、それはそれで指摘しておきます。

町長は、民生の安定とかと言っていますが、町長、民生の安定って何ですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 言葉どおりです。民生の安定というのは、安心して町民が住める条件ということで、ごみ焼却場がいつパンクするか分からぬ状況の中で、これはいつできるか分からぬという状況は、民生の安定にはつながらない。そういうことを申し上げたつもりです。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 今の焼却炉が使えなくなつて、ごみが多くてパンクするという話は、それは町長の事業段取りとして、事業段取りが遅かっただけのことですよ。それは民生の安定のことを言つてゐるのではないのです。去年の6月の議会でもごみの処理についても、私は一般質問をしました。5年前にもごみ袋の指定ですね、町指定のごみ袋についても質問をしました。当初、町長が町指定のごみ袋の案件を出したときにも、わざわざ高いごみ袋を売りつける意味はないのではなく、透明で一定の強度があれば差し支えないであつて、市販のビニール袋でもいいのではないかということで、私は申し上げたのです。それがどういうわけか、ビニール袋が町指定になって高いビニール袋だけが与論町民に押売されている状況であると、このことについても指摘しました。

課長に聞きますが、町がごみ袋の指定をしたことによつて、不燃物の混入は、どのくらいどういう効果があつたかデータはありますか。

○議長（大田英勝君） 環境課長。

○環境課長（福地範正君） ただいまの御質問にお答えします。可燃物の中に不燃物が入るということだと思いますが、数字的なデータは持つております。

○5番（喜山康三君） 持っていないぢやなくてないんでしょう。はつきりしてください。

○環境課長（福地範正君） 現在のところはありません。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） ビニール袋にして、透明にして、町指定ごみ袋にすれば不燃物も減つて、非常にいいと、そういうことで透明ビニール袋が町指定にされたが、それをするに至つても、いくら不燃物が混入されているかというデータもない。現実

もいくらそういう不燃物が入ってきてるかというデータもない。これは当初質問した、町長は、新清掃センター建設に向けてどのような指示や要望を行ったかとお聞きしましたよね。これは、町民にいかに負担をかけないように、財政的にも負担をかけないようにするためにはどうするかという、施策はどうなのかということを聞きたかったわけですよ。この中で、町指定のごみ袋の件も出てくるわけです。1-(2)の質問事項にもありますが、処理能力が8トンとなっていますが、これは、平成25年3月の環境課で与論町ごみ焼却施設基本計画の中で、いわゆる算定されている数値なのですが、今の清掃センターが、年間10万人以上与論町に観光客が来ていたときにも、きちんと能力を発揮して、稼働していた能力があったのです。現在、観光客は何人ですか。人口は何人ですか。単純なその数字を見ただけでも現在の施設が10トンなのですよね。新しく造るのが8トンと考えただけでも、これはちょっと過大ではないですかということです。

そして、これの14ページに、課長、施設規模の算出の中に、焼却施設規模で計画年間日平均処理量÷実稼働率×計画月変動係数という形で、この処理トン数が計上されていますが、これについては、課長はどう考えますか。

○議長（大田英勝君） 環境課長。

○環境課長（福地範正君） 基本計画の14ページに書かれている規模算定の式であります、私自身は、これはそれでよろしいと思っています。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） だから、もちろん計画書でこのようにきたら、そう言わざるを得ないでしょう。町長は、どうお考えですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南政吾君） 課長の回答どおり、私は、適当であると考えています。いろいろと、例えば、炉を止めて、炉をまた燃やしたりしたら寿命が縮まるとか、あるいは、例えば、与論であれば3交代になるかと思いますが、3交代になったときの人物費を計算したり、あるいは寿命、ずっと続けてやると、止めたりやったりする寿命とのデータもぜんぜん専門家に聞いても、メーカーに聞いてもないし、また、先ほど申し上げたとおり、8トンという処理能力は何かがあったときの対応ということでは、最低限必要ではないかということで妥当であると判断して、それでいこうではないかということで決定したのです。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 私はいつも思うのは、過ぎたるは猶（なお）及ばざるが如しで、事業を行うにあたって過大な投資ほど一番怖いものはないというのは、私は身をもって勉強させられたことがあるのです。要するに、今必要な分を100パーセント

満たすものが、果たして適正規模かという考え方です。今の清掃センターは御承知のとおり、故障とかいろいろトラブルがあって、日によっては残業をしてやっています。ただ、私が思うのは、もう少し規模を縮小しても量が多いときには残業をして焼却して、あるいはごみをためるピットをもう少し大きく建設した形で焼却炉は小さくしてもいいのではないかと。要は10年、20年後、町民の財政負担にならないように、また、今度有料化したときの処理量の負担額を減らすためにも、これはある意味、町長の経営手腕、マネジメント力が非常に問われる事業ではないかと思っているのです。その点から考慮しても、これが妥当と考えていらっしゃるのですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） これは、何年か経ってみないと回答は出てこないので、推測にしかならないかと思いますが、今能力が10トンある、これを8トンにするのか6トンにするのか、4トンにするのか、4トンにすれば今度は3交代になると、6トンでも3交代にしないといけないということになれば、何というんですか、ランニングコストが非常に高くなると。今度は片一方をイニシャルコストをどうするか、それだけの差があるか調べると、ほとんど差がないと。実際は技術者でないから分からぬのですから、技術者とメーカーに聞いて私どもは初めて分かるので、その言葉は信用せざるを得ないのであります、それで課長の計画どおり8トンでいいのではないかとゴーサインを出したのです。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） そういうところが町長と私の考え方の違いではないかと思うのですが、イニシャルコストとランニングコスト、基本的に人件費です。ほとんど同じだとなると、私に言わせればランニングコスト、人件費がかさんでも規模を縮小した形で、その分そのお金が町民に還元されると、そういう運営の仕方もあるのではないかと。1日例えば8時間ランニングというのを、極端な話が12時間稼動にして、オーバー部分を延長、残業手当で町民に残すことができる。かといって、それがいつまでも今の規模であるわけはない。そして、有料化になった場合には、今のごみの量が相当数削減されてくるのではないか。今の8トンというのが有料化もしないで、ましては22年度と23年度、24年度は台風が多かった年です。その3年度の統計データでこれは算出されているのです。だから、規模算出のデータそのものが少し待てよと、まずその点もあります。そして、有料化のこと、分別のこと、そのへんをきちんとやった上で本当にこの清掃センターの処理能力は8トンが妥当かということは、経営者ならですよ、町民にこのほうが負担はかけない、生ごみもできるだけ自己処理してくださいと。今の状態では、ごみの中の生ごみがいくらあ

るか、きちんとした数字は私が見た限り、データがほとんど危ういと思っています。データそのものが危うい。だから、雨にぬれたときのごみの収集の在り方、晴れているときのごみの収集の在り方、そのへんについてもきちんとしたルール、制度、そして有料化、様々なごみの減量化、あるいは水分を少なくするような施策、政策をとって、その中でどうしてもこれだけの清掃センターが必要ですといったら、町民だって納得しないはずはないと思うのです。いかがですか、そのへんの努力をずっと怠っている。

もう一つ言わせてもらうと、リサイクルセンターに行ったときでも、町長、私がお聞きしたいのは、リサイクルセンターに行かれたのは、一番新しいので先月だということですが、リサイクルセンターに行かれて一番最初に私が気づいたのは、廃家電のテレビがゴロゴロしているのです。これは何でこういう結果になったのか、町長はお分かりでしょうか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） あれは、台風で持ち込みされたのがそのまま置かれているのではないかと思います。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） もちろん、それは台風とかいろいろあるでしょうけれども、持ち込まれたときに、そこにいらっしゃるのは、ほとんど臨時職員なのです。彼らが指摘しても、町民から何を言われているか、怒鳴りつけられるのです。「あそこにもあるではないか、何で俺のだけ文句を言うのだ」と、そして次々次々持ってくるのです。臨時職員は町民に対して指示したり、そういう命令したりする権限はないのです。要するに、私が言うのはごみ問題全般において、きちんと行政の指導とか、指示とかが徹底されてないということを言いたいから、こうやって言っているのですが、そのへんについて、もう少しけじめのある政策を進めるべきではないかと思うのですがいかがですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） その時、報告を受けていなくてよく分からぬのですが、臨時職員だけで稼動しているということがあるのか、それは担当課長でないと分からぬ。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） いいです。あまり時間もないで、次に移ります。要するに、清掃センターとリサイクルセンターで職員が一人しかいないのです。それで、一人であちこち行ってきて、全部やっているのですが、実態をきちんと把握して、それに対応する処置方法とかは、課長、よろしくお願ひします。

先ほどの1-(1)ですが、この建設場所については、今後とも反対運動をする会は、運動を高めていこうということで動いています。願わくば、もう1回検討、総合的な所見で再考することを要望しておきます。

2-(1)の防災・減災対策についてに移ります。産業通りの冠水についてですが、町長はこのように毎年起きる産業通りの冠水災害に対して、担当に対して何か指示したことがありますか。町長、年中恒例事業みたいに冠水しているのですけれども。

○町長（南 政吾君） すみません。もう1回お願ひします。

○5番（喜山康三君） この冠水災害に対して、担当部署とか内部において、どういうことの対策をとろうかということで、いろんな指示をされたことがあるかということなのです。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） これは、今の質問ははっきり分からぬのですが、台風災害が起きている最中のことなのか。起きてしまった後の後片付けのことなのか、どっちのほうですか。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 毎年のように冠水が起きているのに、これに対して抜本的な対策事業を町長がどういうことをしたほうがいいかとか、それについて担当者に指示なり、あるいは対策、意見を聞いたりとかしたことはござりますか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） それはもちろんあります。この前の台風のときには、それこそ台風災害がないようにということで、その対策室も立ち上げ、役場に陣取ってやっています。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 私は、災害が起きたことの話をお聞きするのではなく、町長が就任されて今まで10年以上、産業道路では毎年のように、こういう冠水災害が起きていますけれども、これに対する抜本的な対策をどうしようか、どういう方法をとろうかということについて、場内で検討されたことはありますか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） まずは、立花地区のウブインジュがちょっと小さくて、非常に工事ができなくて、お手上げ状態のときに、そのウブインジュの拡張と道路整備をどうしてもしないと、冠水を何とかできないということで、事業をやっています。そしてまた、暗渠のほうも拡大をしていますし、また清掃のほうも先ほどもちょっと申し上げましたけれども、つい先月行いました。ただ問題は深く掘って多くやるということが、海水の水位の問題があるものだから、こここの土地は高くしないとど

うにもならない。それから、もう一つは別に大きな集水池みたいな、ため池みたいなものをつくって引くかということしか、完全な解決の道はないのではないかと、今にその対策を検討してやっています。

また、この前の浸水のときも出た弊害について、対応できるものは、既に即対応しております。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） この産業通りの冠水については、一つの事業とか二つの事業とかではなくて、県とも絡むようないろいろな事業を総合的な視点で対策を講じる必要があると考えるのであります。例えば、ウブインジュに流れ込む流域面積の縮小を図ると、県道の側溝をウブインジュ川に流れている水をバイパスでほかの方へ排出するとか。これは、与論町だけではなくて、県の道路政策とも密接な関わりがあると思うのです。是非そういう流域面積の縮小とか、あるいは流域量の縮小に向けて様々な手立てをとりながら、なおかつ今の集落排水センターがウブインジュの扇状地になるべき場所に埋め立ててつくったために、海岸へ海への放流する、緩衝帯というのがなくなったために、内陸部から海への流出量、吐出量が減ったというのは、私は否めないとと思うのです。

それと、今の海岸の茶花の墓から観光ホテルへ渡る道路がありますよね、その道路の下の排水溝を、あと一つメガネ橋みたいな形で大きく開口部を設けると、その開口部の部分をもっと広くとることが、海への海水の吐出量を増やし、内陸部の対流を早めることができる。だから、一つ一つ大きな事業を長い間積み重ねていかないと、この事業はなかなかできないところもあると思うのです。あるいはまた、高潮のときの水路の遮断する扉の設置、水門のほうの設置も将来は考えなくてはいけないのではないかと。そのへんにあわせて、是非総合的な計画をつくって地元の産業通りの周辺の方々とそういう会合をもってプロジェクトも立ち上げるよう町長に要望しておきますけれども、いかがですか、町長。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） その件については、確かにおっしゃるとおりで、茶花小学校の前の交差点改良とか、いろいろ県道の中から排水の方向の検討もする必要があるのではないかということは、実際に産業道路のこの前冠水した場所については、上から流れてくる水をどこかへ拡散する方法しかないとの考え方をもって、今、県にも相談をしているところです。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） では、時間もあまりないですから、3-(1)に移りたいと思います。

今の城趾公園の管理のあり方、ここにさつき写真も、皆さん、町長も毎年、この間十五夜踊りで見ましたけれども、進入禁止という看板が立っているのです。この場所は、与論町のものではないのですか。何でこういうことを町長も教育長も皆さん毎日通りながら、何で許しているのですか。教育長、どう思いますか。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。やはり、見ているようで見ていないという部分があつて、気づかなかつたところもありました。今回出ましたとおり、現場に行きました、詳しく確認をいたしました。やはり、おっしゃるとおり与論町の敷地になっておりましたので、このことについては、町長が答弁されましたとおり対応してまいりたいと思います。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） それから、町長、琴平神社には鳥居が何個立っていますか、御存じですよね。3本立っていますよね、三つに二つの足があつて、六つの足があるのですが、その1本だけが宗教法人の土地に立っていて、あとの5本は与論町のほうに立っているのです。あれは何とかなりませんか。私も、これはずっと以前から指摘はされていたのですが、これが今までこんな形で町民の皆様方も、そんなに特別な異論もないだらうからいいだらうなという感じで見ていましたが、やはり先般ちょっと指摘されて、やはりこれはおかしいと、少なくとも二つの鳥居は与論町の敷地に入っているのです。こういうことのけじめというものはきちっとされるべきではないでしょうか。そして、これは城趾公園として、与論島にいらした方々がすべてここ、観光客、いろいろな宗派の方々もいらっしゃいます。その方々も気兼ねなく入れる場所であつてしかるべきだと、こういうことが与論の観光発展の本当の意味での原点ではないでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 鳥居自体は、観光客とか町民に入るな、入れ・入るなという問題ではなくて、これは前で奉納されて、それを簡単に撤去することは、恐らくできないのではないかと、町有地であつてもみんなの集まる場所でありますので、階段を登って、一番最後の鳥居から上は神社法人になりますけれども、その前の鳥居については、宗教的な問題はないのではないかと思うのです。ただ一つ気になることは、今文化財になっているのですが、2番組と1番組が舞いを奉納するときに踊る場所、あれも町有地なのです。町有地でやって、これは歴史的に四百何十年か前からずっとやっておりまして、それについては文化財になっていますので、全然問題はないと考えています。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 文化財の話をしているのではなくて、私は鳥居の話をしているのであって、鳥居はある意味では宗教のシンボルですよね。

○町長（南 政吾君） シンボルになるかどうか。

○5番（喜山康三君） それは当然ではないですか、神道の一つのシンボルチックなものではないですか。だから、そういうものは撤去するのが筋ではないですかということを言っているのです。

そして、今町長がおっしゃっていることは、一番最終で上がったところの琴平神社のある場所は、琴平神社法人ですが、その階段で上がった場所と左側は与論町の土地になっていますよね。にもかかわらず、そこのブク木を伐採して、石垣を壊して、あの材木で何か台をつくっていますよね、何か式典のときに使っていますけれども、ああいうことは何で、そもそも文化財としてある場所をいつ誰がこれを許可したのですか、教育長。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） すみません、その許可されたかどうかということについては、定かではないところです。できていたという状況ではないかなと思っていますが、確認もしてみたいと思います。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 私も見てびっくりしまして、町の行事で、ある時に行ったら出来上がっているものですから、びっくりいたしまして、踊り子の1番組の方々に「あなた方がそれをつくらせたのか」ということで聞いたら、向こうはまた「とんでもないあなたがつくらせたのではないか」と言われてもう本当にびっくりして、そのままになっているのですが、非常に老朽化もしていますし、困っています。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 分かりました。要するに、町のものか誰のものかわけが分からぬ、勝手にやりたい放題やっているだけなのです。それをまた、それに何も言わないでいる町長、処分しようともしない。また教育長も教育長で、それに対して知らんかぶり、池田直也さん、役場の皆さん、そのへんきちんとけじめをつけてちゃんと文書で撤去命令をしてくださいよ、それが筋ではないですか。どうですか、教育長。こんなこと質問するのだから、ちゃんとそれぐらい調べているでしょう。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） その記録とかがなくて調べようもなかつたのですが、今おっしゃることについては、町の所有地にありますので、きちんと確認の上、撤去する、元に戻すという方法ですかね、その方向で私も指導したり語ってまいりたいと思っています。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 教育長から前向きな答弁をいただきありがとうございます。こういうところが公私混同だと思うのです。やはり小さい狭い社会だから、なかなかお互い毎日顔を合わせて生活しているから、言いたいことも言えない、やるべきこともやってもらえない、やっぱりそれでは、ある意味与論に子供たちが住まなくなる理由の一つでもあるのです。きちんと物事を筋を通して、そのへんに子供たちが、ああこの島が住んで楽しい、そういう島にするためにも、宗教と政治の問題、そのへんについてもきちんとけじめをつけて、町長、ぜひ鳥居の撤去について今後検討してください。今すぐというのも問題でしょうけれども、大変でしょうけれども、それが竜の頭のところ、あそこに表示がありますよね、あの表示も誰の名前で表示していますか、それ、言わなくても結構ですが、教育委員会がきちんとそういうことをしないからです。よろしくお願ひします。

以上をもちまして、私の質問を終わりますが、是非、町長、特に清掃センターの建設場所については、もう一回最初に振り出しにかえって、総合的な所見で検討されるよう要望しておきますので、是非お願ひします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 私としては、是非御理解をいただいて決めた所につくるということで、進めさせていただきたい。地域の方々には大変御迷惑をかけるかもしれませんけれども、公害にならないような、責任をもって立派な施設をしますので、ぜひ御理解をいただきたい。

また、再検討ということについては、私どもとしてはいろんな各地域の各組織の代表者の方をお願いして委員会をもって、そこで決定していることでありますので、これを翻すことになりますと、委員会をする意味がないので、行政の執行はできなくなります。ですから、私としては、今のところ御理解をいただいて何とかつくるせていただきたいというお願ひをするのみであります。以上です。

○議長（大田英勝君） 5番、喜山康三君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時42分

再開 午後 2時30分

-----○-----

○議長（大田英勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第7 議案第44号 与論町税条例の一部を改正する条例

○議長（大田英勝君） 日程第7、議案第44号「与論町税条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第44号、与論町税条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第173号）が、平成25年6月12日に公布、平成28年1月1日から施行されることに伴い、所要の改正及び引用条項等の整備を行うため、与論町税条例の一部を改正するものです。主な改正内容は、年金所得に係る住民税の徴収税額の改正、上場株式等・一般株式など、先物取引などにかかる個人の町民税の課税の特例の改正を行うものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第44号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第44号、与論町税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号、与論町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第45号 与論町水道事業給水条例の一部を改正する条例

○議長（大田英勝君） 日程第8、議案第45号「与論町水道事業給水条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第45号、与論町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

従来、水道料金の債権は、地方自治法第225条に規定する公の施設の使用料ということで、地方自治法上の債権として、その時効期間は、同法第236条の規定により5年で、債権の消滅には時効の援用は必要ないという取り扱いを行っておりました。

しかし、最高裁判所は、平成15年10月10日に水道料金債権は、司法上の金銭の債権であり、その消滅時効については、民法第173条第1項の短期消滅時効の規定が適用されるとの判断を示しました。このことを踏まえて、総務省の見解も水道料金債権は民法上の債権、つまり一般の商品を買うものと一緒にして、時効期間は、民法第173条の規定により、2年で債権の消滅には時効の援用が必要であるとの取り扱いに変更されたため、水道料金の時効消滅の適用期間を5年から2年に改めるものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

4番。

○4番（林 隆壽君） この改正については、反対するのではありませんが、消滅時効というものが民法上では柔軟となっていますが、この水道事業については、商売上のことでの2年となっています。そこで消滅時効というものは、請求できるのに何もしないで放っておくような権利の上にあぐらをかく者を、法律上保護しないと私は解釈しています。歳入者の側（がわ）に立ったのではなく、債権者の戒めをしているという供述だと思います。5年から2年に縮まった、2年間の消滅期限の後に2年間くるということで、4年間のうちに債権を何とかしなさいと私は解釈していますので、是非、これは債権者側として努力をしていただきたいと思います。要望をして終わります。

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第45号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第45号、与論町水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号、与論町水道事業給水条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第46号 平成26年度与論町一般会計補正予算（第4号）

○議長（大田英勝君） 日程第9、議案第46号「平成26年度与論町一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南政吾君） 議案第46号、平成26年度与論町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

歳入の主なものといたしまして、地方交付税2億555万6000円、災害復旧費国庫負担金975万円などの増額で、合計が2億1530万6000円の増額となっています。

また、教育費国庫補助金5617万7000円、町債1億209万9000円が、減額となっています。

次に、歳出の主なものといたしまして、民生費社会福祉費に社会福祉総務費2791万9000円、農林水産業費耕地費に災害復旧費1727万6000円、土木費、町道改良費に町単独改良事業費1300万円などを増額し、教育費教育総務費に学校施設環境改善交付金事業8726万5000円が減額となっています。

歳入歳出予算に、それぞれ6767万1000円を追加し、一般会計予算総額42億1029万5000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といた

します。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

2番。

○2番（高田豊繁君） 教育委員会事務局長のほうにお伺いします。23ページです。

この学校施設環境改善交付金事業が9000万円減額となっていますが、これは結局補助金が付かなかったからですか。

○議長（大田英勝君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（池田直也君） 耐震関係の工事予算ですが、実際に耐震の検査を設計事務所並びに大学の先生方にお願いしたところ、施工の仕方が変わりまして、体育館の屋根部分を強化する意味で、これだけ減額しても耐震上差し支えないということで減額です。実際には、当初国からの補助金は内示があったのですが、実際の本体工事の部分で落とす金額になりました。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） それでは、耐震補強に対して、これだけ減額しても満足な工事ができるということになりますね。

それと次に26ページのB&G海洋センターの空調関係設計というのは、どこの設計委託料ですか。60万円。

○議長（大田英勝君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（池田直也君） 当初予算でB&Gのプールのほうが暑いということで、予算を承認していただきました。その中で空気の流れを若干特殊な構造でありますので、その分専門家に委託して、再度万全の工法で工事をしたいという考えで提案しています。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） 空調というのは、結局冷房施設とかではなくて、例えば空気の入れ替えをする換気扇。

○教育委員会事務局長（池田直也君） そうです。

○2番（高田豊繁君） それと空気の流れを、外気を取り入れて熱を下げたいというとの空調ですね。

○2番（高田豊繁君） はい。

○議長（大田英勝君） ほかにありませんか。

8番。

○8番（麓才良君） 15ページの児童措置費、保育所の広域入所関係が出ていますが、これは先だっての陳情を受けての予算措置であるのか伺いたいと思います。

それから、その下の与論町子ども・子育て支援事業計画策定業務委託がありますが、この内容について説明をお願いします。

○議長（大田英勝君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（酒匂徳雄君） お答えします。まず、児童措置費の保育所広域入所負担金の30万円ですけれども、これは陳情がありました件を考慮いたしまして、今、島外で入所する予定の方々が大体15名ほどピックアップされましたけれども、その中で5、6人ほどがおおむね予定されている人数です。それに運営費という、その区分の中の3歳児平均が5万円ちょっとですので、人数掛ける運営費分を掛けて30万円ということで、広域入所に対応する予算措置をしてございます。

あと、子ども・子育て支援事業といいますのは、27年4月、5月頃から新制度が始まりますので、その制度にあわせた町独自の計画の策定業務費です。以上です。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） 委託先等は検討されているのですか。

○議長（大田英勝君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（酒匂徳雄君） 今担当のほうで、その分野のところを精査している段階であります、早急に検討をするところです。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） 行政や子育て世代の方々との意見交換会の中でも、それぞれいろいろな意見が出ておりましたので、そういう中で、今できることはすぐやるということが一つのポイントではないかという話もありましたので、そういうのも踏まえながら、一つ一つ見れば小さなことであっても、その小さなことを与論町全体で改善していけば、一つの大きな子育て支援の大きな柱にもなっていくので、是非この身近な足元を見据えた対策を練っていただきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 21ページの商工観光費ですが、商店街まちづくり事業補助金というのがあります。200万円です。この中身を説明していただきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（富士川浩康君） 実は、銀座通りの商店街の国の補助金の残分ということであります。事業の内容としましては、銀座通りの街灯の設置ということです。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） その街灯設置は200万円で足りますか、どうですか。それはもちろん足りるから計上してあると思うのですが、商店街のほうから幾らぐらい出して、それに対して幾らぐらい町から補助を出す。町からは200万円ですよね。

商店街から幾ら出して、それで足りそうですか。お聞かせいただきたいと思うのですが。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（富士川浩康君） 説明します。事業の総事業費が594万円、そのうちの320万円が国費、残りの自己負担額が、町の補助ということで198万8000円、それが200万円ということで計上してあります。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） なぜ私がこういう質問をするかと言いますと、一番大事なことは、商店街の組合組織が、どれだけ自分の商店街の組織を中心として活性化されるか。そして、町から、行政から補助を受けた金を有効に使うかということを問うために質問しているのです。どういうことかと言いますと、ただ単に補助を受けて助成してもらって設備をしてもらうだけでは問題があるのです。与論の場合は台風も多い、そういう自然災害が起きた場合に、あとは町が完全にやるべきだと、あの維持管理まですべて町がするべきだと、こういうところが多々あるのです。だから、負担金は分かりましたけれども、責任ある使い方をしていただきたいということをしっかり商工観光課と、組合と打合せをして補助金を出さないと、あの維持管理のときに、全部町に負担させるようなことになりますよということを言いたいのです。そういうことからして、大体その打合せというものは、しっかりやっていると思うのですが、課長としてはどう進めていくつもりですか。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（富士川浩康君） 実は、この事業を導入したのは、去年の台風のときです。それで壊れたのです。そしてまた、ちょうどその1基だけではなくて何基か壊れています。それがちょうど寿命ということでありましたので、銀座通りと茶花本通りも入れて、ちょっと街灯面でも暗いものですから、一緒に事業ができないかということで、最初はすすめっていましたが、中央通りのほうは、維持管理や電気料の支払いとかは難しいということで、できないということになり、銀座通りのほうは電気料、維持管理はできるだけ自分たちでできるということでしたので、この事業を採択しています。

○議長（大田英勝君） ほかにありませんか。

6番。

○6番（供利泰伸君） 1点だけ伺いたいと思います。予算書の19ページの目8の園芸振興費のほうで、町単独補助金で施設園芸作業受託組織育成補助金と、わずかなのですがありますが、額のことは言いませんが、その施設園芸の受託組織というのを説明していただけないでしょうか。どういうメンバーで組織しているのか。また、

どういう施設園芸の受託を受けるのか。よろしくお願ひします。

○議長（大田英勝君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） 御説明いたします。園芸施設農家の現状として、高齢化や兼業化、大規模化等によって、ビニールを張る、それから撤収の作業が大きな負担となっている現状があります。それから、その作業は人手が必要であることや、天候によっては短時間でビニール被覆、あるいは撤収する必要がございますが、今現在JA等で作業受託をしていますが、作業が追いつかない状況であります。このため、対策としまして、そういうビニールの張り替えや撤収、被覆を作業を受託する組織ができるないかということがありまして、園芸農家は自分の作業と競合するめに作業受託は困難であるため、ほかの畜産やさとうきび等の若手を中心とした受託組織を考えています。4HクラブやJAの青年部等というところですが、なにせ素人集団ですので、当該作業の経験がなくて技術が伴わないということがあります。1年や2年は技術習得期間が必要ですので、農家が払う賃金といいますか、それは作業をする人が7,000円を要望していても農家は4,000円ぐらいしか払ってくれないと思いますので、賃金の差額をJAと町で研修期間の間は負担したいということで、受託組織のほうに補助金を出そうということで組んでございます。

○議長（大田英勝君） 6番。

○6番（供利泰伸君） では、その受託組織というのはJAと一緒に慣れるまではやるということですね、そういうことになりますか。私もかなりビニールハウスの関係には携わっていますけれども、非常に張るのが困難なのです。風向きも考えなければいけないし、また朝夕の風がないときはいいのだけれども、風が出てくるとやりづらいところも出てくるし、今、課長がおっしゃったとおり、素人の集団ですからとおっしゃいますけれども、やはり最初は慣れるまでみんな大変なのです、施設園芸というのは。だから、そういうのを早く若い世代といいますか、早く手を打って、その組織を例えれば花卉組合なら花卉組合と、そういう形で組合同士でそういう施設の管理といいますか、受託者を早くつくったほうがいいと思います。以上です。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 町長にお聞きしたいと思うのですが、町長が答弁できなければ、副町長でもいいのです。重要な話をお聞きしてみたいと思います。これは直接予算には関係ありませんが、今、日本の国を挙げて国土強靭化政策ということで、今まで過去の古い、例えば非常に危険な橋りょうとか、道路とか、あるいは沿岸にある施設とか、ああいうものをこれから強靭化で進めていかなければならないという国の政策がありますね。それが1点。そのために、もう1点は、ふるさと創生担当大臣ということで、石破前幹事長が担当しましたね。

ということで、私が聞きたいのは何かというと、そのようにして地方において強靭化を進めながら、地方というよりは国全体強靭化を進めながら、ふるさと創生に力を入れようとやっているのです。そのことに対して与論町は、どのように向き合おうとしているのか。今、検討しようとしておられるのか、検討しておられるのか。その1点だけお聞かせいただけませんか。町長でもいい、副町長でもいい、これは別にやってなければやってないでいいし、それに向けてどういう対応をしようとおられるのかということを、この場をお借りしてお聞きしてみたいと思うのです。

○議長（大田英勝君） 副町長。

○副町長（川上政雄君） つい最近、そういったすばらしい制度が出されまして、一応この前、総務課長とは、こういう話が出ているということで話は少しですが、やっています。また、幸い、昨日議会の総務委員会のほうで、そういう話の提案もありましたので、現在のところは、まだほとんど入り込んでおりませんけれども、早期にそういったものの行政から、町から申請をして国の許可をいただいて、それに向かって補助事業でやっていくという、その事業がかなりあるようですので、検討してまいりたいと思っています。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） これは本当にやる気があるようですので、それでいいのですが、私が一番心配しているのは、我々はぼーっとしているところがあるのです。与論町の場合は、特に行政マンも我々議会も。というのは、先ほど一般質問でもありましたけれども、高田議員のほうが質問しておられました。与論と沖縄の交通の問題、航空便の補助、一括交付金によるですね。ああいう問題は、うかつにしていたら財務省の反対によってつぶれました。今、復活しようということで町長を先頭に一生懸命頑張っておられるということも答弁されました。だから、我々はいったん取り下げられたこととかいうこと、あるいはまた、国の流れがこうなっているということをいち早くキャッチして、行動を起こすべき時期にきているのではないかと思うのです。だから、今、副町長が言わされたように、是非そういうことは今のうちに是非場内で検討委員会でもつくられて、優秀な人材がそろっていますから、そうやっておいたほうが、即、国からきた場合、あるいは県からきた場合に対応できるのではないかということで申し上げているのです。それに対して、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） 17ページ、塵芥処理費の中で、11、需用費の修繕料バグフィルター修繕が1300万円出ています。そして、その下の工事請負費が焼却炉耐火物が1700万円余りのマイナスですが、この内容説明をいただきたいと思いま

す。

○議長（大田英勝君） 環境課長。

○環境課長（福地範正君） お答えいたします。御指摘のとおり、工事請負費の170万円余りが減っています。このことは、当初予算で炉内耐火レンガ等々の補修工事費ということで、当初は組んでいたのですが、その後、バグフィルター関係の外回り付近の腐食、そしてまた、台風で傷んでいた部分もあった関係で、修繕箇所が出てまいりました。メーカーさんとも相談いたしまして、どちらを優先するかということで、検討いたしましたところ、炉内の耐火レンガの補修工事は、ちょっと先送りしてバグフィルターの修繕のほうを優先しないと大変ではないかということになりました、急遽工事費を減にいたしまして、バグフィルター修繕料を追加しております。以上です。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） 分かりました。メーカーに見てもらってされたということであれば、減額にした炉内の工事は先送りしても今のところは何とか間に合うという解釈でよろしいですね。

そうすると、今清掃センターを新しくつくろうということで論議になっていますが、その間耐えられるのか。来年度予算措置をして修繕をしなければならないのかどうか。その見通しをお伺いいたしたいと思います。

○議長（大田英勝君） 環境課長。

○環境課長（福地範正君） ただいまの御質問であります、減額になりました焼却炉内の耐火レンガの修繕工事を先送りすることであります、現時点で本当にどれだけもつか分かりません。ただ、急ぐ順番が代わるものが出でてきたということで、減額しながら新しく修繕料という形で計上させてもらっていますけれども、清掃センターに関しては、本当にいつどうなるか分からないというのが現状であります。その中で、現場の職員は施設全体をどこかが傷んでいないかとか、もし傷んでいるのであれば、これは優先順位はどうなのだろうかとか、ちょっと先送りできるかと現場では日々工夫を重ね、検討しながら施設の維持管理に努めているところであります。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） 町長に、これは申し上げておきたいと思いますが、今は現場の状況が御苦労なされているというのが、私どもが向こうにお伺いしたときも聞かされたり、見たりしています。まして、今新しい施設をつくろうということになると、そちらのほうも予算がかかるということで、そちらのほうに目移りして、じゃあここはもう少し我慢しようかということになりがちなところもあろうかと思いますが、

そういうことをして、もし今既設の施設が万が一のことがあったら、大きな問題になると思いますので、そういうところのバランスを是非現場等をじっくり見ながら、また新しい施設の整備とからみ合わせて、十分に検討なされていただきたいと思います。

次に、あと1点、20ページ、漁業管理費の中の原材料費30万円出ていますが、これは赤崎漁港の公園の柵が前から壊れていて、向こうを使っている方々からも指摘があるのですが、向こうのほうに対応できるのですか、どうですか。

○議長（大田英勝君） 建設課長。

○建設課長（山下哲博君） 今、麓議員がおっしゃったとおりで麦屋漁港の柵の修繕と、それから遊具施設の一部補修を考えているところです。

○8番（麓 才良君） はい、御苦労さまです。以上です。

○議長（大田英勝君） ほかにありませんか。

1番。

○1番（林 敏治君） 12ページの美ら島づくりというのがあります。この中で平成26年度の与論町沿道植栽景観整備事業ということですが、具体的にその中身を説明をお願いします。

○議長（大田英勝君） 環境課長。

○環境課長（福地範正君） お答えいたします。この事業は、県からの地域振興推進事業補助金をいただきながら、植栽をするということで、今年度追加要望があり、今年度応募いたしましたら、認められましたので531万4000円ということで、計上させてもらっています。中身的には、昨年も313本、そして950m余りのフクギの植栽をしていますが、大金久海岸一帯の道路に植栽をしてありますが、ただ少しやり残したことがあるということで、できればフナグラの墓地のそばまでは、やり終えてしまいたいということで要望いたしましたら、予算が認められたということです。内容的には、去年と同様フクギを100本程度、メーター的には300メーター程度が植栽できればと思っています。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） 先ほど回って見ますと、枯れているのが大分あるようです。つまり、フクギが定着するには大変至難でありまして、管理というのがいちばん大切なことです。是非フクギを定植するのに、砂地ですから、本当にどれだけ成功率があるのか私も分かりませんが、ひとつフクギということもあって、いろいろな木があると思いますが、ひとつ是非徹底的な管理をさせていただきますようお願いいいたします。

○議長（大田英勝君） 環境課長。

○環境課長（福地範正君） ただいま御指摘のことにつきまして、確かに御指摘のとおり、しっかりとまだ定着していない部分とか、枯れているのか、生きているのか分からぬ状態があります。それで、去年の事業の分になりますが、1年間は補償するということになっていますので、6月、7月頃にも植え替えを施工業者にお願いしたところであります。年度末までには、まだ期間がありますので、その間におきましても、枯れている部分に関しましては、新しく植栽をお願いして、また1年間補償ですので、1年間の間の植栽に関する植栽後の管理を徹底していただきたいということで、業者の方にもお願いしていくこととしています。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 朝の一般質問の中でも取り上げましたが、17ページの衛生費と18ページにかけてなのですが、トラックスケールデータ処理機器というのは、台賀のことですか。

○議長（大田英勝君） 環境課長。

○環境課長（福地範正君） トラックスケールデータ処理費、機器更新委託ということで400万円計上させてもらっていますが、実は、清掃センターのトラックスケールは、だいぶ前の型であります。トラックスケールの機器そのものがパソコンと連動していないといいますか、1回1回の計量は車のナンバーを打ち込みますと、ナンバーと2回量ることによって重量が出てくることになっていますけれども、それをデータ的に処理する施設ができていないのが現状であります。リサイクルセンターの場合は、パソコンと連動している関係で一日の計、そしてまた月の計、年間の計もナンバーごとにでも集計ができるようになっているのですが、清掃センターの場合は、そのようになっていない関係で単票の伝票が打ち出されると、それをすべて毎日集計して、仕分けしているのが現状であります。

一般質問の中でもありましたが、今後有料化を想定するうえにおきましては、すべてデータ処理をしないと管理ができなくなるということで、今のうちにそういう措置をおきながら、有料化に向けての準備を進めてまいりたいと思っています。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） この設備は、この施設は今の清掃センターに設置するのであって、新清掃センターの方に、この機器を持っていって使われるということですか。

○議長（大田英勝君） 環境課長。

○環境課長（福地範正君） ただいまの御質問に対してお答えいたします。確かにそういう御指摘もありましたので、新しくできます清掃センターにも移動して、そつくり使いたいと、そのような方法を検討しています。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 18ページのごみ焼却施設整備は4029万1000円というのは計上されていますよ。今のさっきの17ページの塵芥処理費という形になっていますが、これは整備費のほうに入れるべきではないかなと思ったのですが、この目の5の施設整備費の内訳は4000万円かかっていますよね、補正も一応上げている金額でどういう状況になってるかなと思うのですがいかがですか。

○議長（大田英勝君） 環境課長。

○環境課長（福地範正君） 4000万円の補正前の額の内訳でしょうか。

○5番（喜山康三君） 4029万円ということで、施設整備費ということで計上されていますよね、当初予算で。

○環境課長（福地範正君） はい、はい。

○5番（喜山康三君） だから、これに今のトラックスケールだの、バグフィルターなども、基本的には整備修理に入ると思うのだけれども、今4029万1000円では足りないのかということなのです。

○議長（大田英勝君） 環境課長。

○環境課長（福地範正君） お答えいたします。現在の清掃センターの維持管理につきましては、塵芥処理費のほうで取り扱っています。新しくつくる清掃センターの分に関しましては、目の5のごみ焼却施設整備というところで使い分けてやっています。新しくつくる分のところのごみ焼却施設整備費4000万円につきましては、9月に、この前発注したのですが、生活環境影響調査委託費とか、実施設計委託費、これは地質調査費も含むのですが、そういうもので、主にその二つであります。

○5番（喜山康三君） 要するに、目の5は新しくつくるごみ焼却施設の分だということですよね。分かりました。

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第46号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第46号、平成26年度与論町一般会計補正予算（第4号）を採

決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号、平成26年度与論町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第47号 平成26年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（大田英勝君） 日程第10、議案第47号「平成26年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南政吾君） 議案第47号、平成26年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南政吾君） 今回の補正は、歳入で国庫支出金1566万6000円、県支出金に205万8000円、繰入金2728万円、諸収入39万円をそれぞれ増額計上しています。歳出では、総務費41万1000円、保険給付費3540万円、保健事業費6万8000円、諸支出金951万5000円をそれぞれ増額計上しています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第47号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第47号、平成26年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号、平成26年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第48号 平成26年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)

○議長（大田英勝君） 日程第11、議案第48号「平成26年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南政吾君） 議案第48号、平成26年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

歳入につきましては、一般会計繰入金9万9000円増額計上しています。歳出につきましては、保健事業費の負担金補助及び交付金9万9000円増額計上しています。

御審議のうえ、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第48号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第48号、平成26年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号、平成26年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第49号 与論町過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（大田英勝君） 日程第12、議案第49号「与論町過疎地域自立促進計画の変更について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第49号、与論町過疎地域自立促進計画の変更について、提案理由を申し上げます。

平成26年度事業実施する上で、過疎対策事業債の起債が受けられるようするため、与論町過疎地域自立促進計画に対象事業を追加することとし、過疎計画書及び過疎計画参考資料（年次計画表）の変更を行っています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第49号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第49号、与論町過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号、与論町過疎地域自立促進計画の変更については、可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第50号 平成25年度与論町水道事業特別会計未処分利益剰余金の処分について

○議長（大田英勝君） 日程第13、議案第50号「平成25年度与論町水道事業特別会計未処分利益剰余金の処分について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南政吾君） 議案第50号、平成25年度与論町水道事業特別会計未処分利益剰余金の処分について、提案理由を申し上げます。

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定による未処分利益剰余金の処分です。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第50号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第50号、平成25年度与論町水道事業特別会計未処分利益剰余金の処分についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号、平成25年度与論町水道事業特別会計未処分利益剰余金の処分については、可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第51号 土地境界確定訴訟の提起について

○議長（大田英勝君） 日程第14、議案第51号「土地境界確定訴訟の提起について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第51号、土地境界確定訴訟の提起について、提案理由を申し上げます。

大島郡与論町大字麦屋赤崎818番の町有地と同803番、同805番、同806番の1、同807番の筆界未定地について官民境界線を確定するための土地境界確定訴訟を提起するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

2番。

○2番（高田豊繁君） 今回、この訴訟を起こすのは、あくまでも筆界未定のため、筆界を出すための土地境界確定訴訟でありますよね。そうすると、今の訴えの理由のところは、筆界未定の土地について、所有権確認と土地登記をするためということで提出するということがあります、これは訴えの提起の裁判の訴訟の提起と、今の訴えの理由のところのこれは全く違うとまでは言いませんけれども、その意味合いがぜんぜん違うと思うのですが、というのは、確定訴訟の後に、確定がなった後に、また所有権確認訴訟を別にお土産店の付近とか、それをされると思うのですが、その所有権確認訴訟を起こす前の前提ですよね。ですから、そこらへんがちょっとそこがあるのではないかと思うのですが、どうですか、総務課長。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖野一雄君） 今、御質問のありましたように、赤崎の筆界未定地をめぐるこれまでの数十年にわたる様々な問題、そして課題、抱えています。それが

今まで解決に向けて試みたのだけれども、なかなか前に進まないという現状がございました。それで今回は、鹿児島のほうの法律事務所としっかり相談をしながら進めてまいりました。その結果として、第一段階、まずは町の町有地と民有地の筆界未定の部分をはっきりさせようではないかということで、第一歩として、町有地と、この4筆の民有地との境界ラインをしっかりと出していただくと、そうすることによって次のステップに進めるということで、現場で見ていただきて、御理解いただいたかと思いますが、まず道を確定したいということです。それは、まず第一ステップにしたいということです。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） まさにおっしゃるとおりですので、訴えの理由の中の筆界未定の土地について、筆界を確定するために提訴するものであるというのが当然だと思いますが、まだその計画にはできないですから、そこを言っているのです。ちょっと休憩しましょうか。

○議長（大田英勝君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後・時・分

再開 午後・時・分

-----○-----

○議長（大田英勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの件は、後回しにしますのでよろしくお願いします。

5番。

○5番（喜山康三君） さっきの一般会計の補正の中でお聞きしたかったのですが、今件ですが、筆界未定の確定訴訟ということで、108万円上げられているのです。私もこの金額では収まらないと思っているのです。今後、こういう登記関係だとか、裁判訴訟が長引くようなことが出てくるのではないか。それはともかくとして、今日に至るまで当事者の被告になる方々と、どのような話し合いを何回もたれたかについてお聞きしたいと思います。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖野一雄君） お答えさせていただきます。まず、予算が108万円、先ほどの少し戻りまして、補正予算書の11ページに財産管理費の中に108万円の筆界未定に係る確定訴訟の業務委託料ということで計上させていただいていますが、これは当然法律事務所と綿密に打合せをして、経費がこのぐらいは必要だということで計上させていますので、とりあえず、これ以上の金額はかかるないと、私どもは想定しています。

それから、過去どの程度の話合いとか、どの程度の関係者の方々と話合いを進めてきたのかにつきましては、私のほうでは細かいところは存じ上げておりませんけれども、町のほうで測量をしようとしたところ妨害を受けたとか、なかなか話が全くかみ合わなかつたとかいう話は幾度か聞いておりまして、回数につきましては、把握しておりませんが、高田建設課長の時代にかなりやり取りがあったとは聞いていますので、一番高田議員が詳しいかと思います。私のほうでは、これ以上の情報は持ち合せておりません。失礼します。

○議長（大田英勝君） 一応、後回しにしましたので、この件は、後に回したいと思います。

それでは、次に進みます。

—————○—————

日程第15 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（与論町税条例の一部を改正する条例）

○議長（大田英勝君） 日程第15、承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（与論町税条例の一部を改正する条例）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 承認第4号、専決処分の承認を求めることについて（与論町税条例の一部を改正する条例）について、提案理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令が平成26年3月31日公布、平成26年4月1日施行に伴い、与論町税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしました。

主な改正内容といたしましては、法人税割の税率の改正、旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例を受けようとする者がすべき申告の改正であります。

御審議のされ、承認していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第4号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号については、委員会付託を省略することに決定しました。
これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、承認第4号、専決処分の承認を求めるについて（与論町税条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号、専決処分の承認を求めるについて（与論町税条例の一部を改正する条例）は、承認することに決定しました。

-----○-----

○議長（大田英勝君） 日程第16から日程第22までの議案については、委員会付託の予定でありますので、提案理由の説明の後、総括的・大綱的な質疑にとどめます。

-----○-----

日程第16 認定第1号 平成25年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（大田英勝君） 日程第16、認定第1号、平成25年度与論町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 認定第1号、平成25年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成25年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とします。よろしくお願いいたします。

○議長（大田英勝君） 提出者の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

次に進みます。

-----○-----

日程第17 認定第2号 平成25年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について

○議長（大田英勝君） 日程第17、認定第2号、平成25年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 認定第2号、平成25年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成25年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

御審議され、認定していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とします。

○議長（大田英勝君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

-----○-----

日程第18 認定第3号 平成25年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（大田英勝君） 日程第18、認定第3号、平成25年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 認定第3号、平成25年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成25年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

御審議され、認定していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とします。

○議長（大田英勝君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

-----○-----

日程第19 認定第4号 平成25年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（大田英勝君） 日程第19、認定第4号、平成25年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 認定第4号、平成25年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成25年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

御審議され、認定していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とします。

○議長（大田英勝君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

-----○-----

日程第20 認定第5号 平成25年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（大田英勝君） 日程第20、認定第5号、平成25年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 認定第5号、平成25年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成25年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

御審議され、認定していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とします。

○議長（大田英勝君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

-----○-----

日程第21 認定第6号 平成25年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
認定について

○議長（大田英勝君） 日程第21、認定第6号、平成25年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 認定第6号、平成25年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成25年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

御審議され、認定していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とします。

○議長（大田英勝君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

-----○-----

日程第22 認定第7号 平成25年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について

○議長（大田英勝君） 日程第22、認定第7号、平成25年度与論町水道事業会計収入支出決算認定についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 認定第7号、平成25年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成25年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

御審議され、認定していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とします。

○議長（大田英勝君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

-----○-----

日程第23 特別委員会設置及び委員の選任について

○議長（大田英勝君）　日程第23、特別委員会設置及び委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

認定第1号から認定第7号については、林 敏治君、高田豊繁君、町 俊策君、喜山康三君、供利泰伸君、野口靖夫君、麓 才良君、福地元一郎君の8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君）　異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第7号については、林 敏治君、高田豊繁君、町 俊策君、喜山康三君、供利泰伸君、野口靖夫君、麓 才良君、福地元一郎君の8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

これから委員長及び副委員長を互選していただきます。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩　午後・・時・・分

再開　午後・・時・・分

-----○-----

○議長（大田英勝君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員会の委員長及び副委員長が、次のとおり決定した旨通知を受けましたので、お知らせします。

委員長に麓 才良君、副委員長に供利泰伸君、以上のとおりでありますので、報告を終わります。

-----○-----

日程第24 特別委員会設置及び委員の選任について

○議長（大田英勝君）　日程第24、特別委員会設置及び委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

役場庁舎の建設については、林 敏治君、高田豊繁君、町 俊策君、林 隆壽君、喜山康三君、供利泰伸君、野口靖夫君、麓 才良君、福地元一郎君の9人の委員で構成する与論町議会役場庁舎建設検討特別委員会を設置し、これに付託して調査す

ることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、役場庁舎の建設については、林 敏治君、高田豊繁君、町 俊策君、林 隆壽君、喜山康三君、供利泰伸君、野口靖夫君、麓 才良君、福地元一郎君の9人の委員で構成する与論町議会役場庁舎建設検討特別委員会を設置し、これに付託して調査することに決定しました。

これから委員長及び副委員長を互選していただきます。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後・時・分

再開 午後・時・分

-----○-----

○議長（大田英勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員会の委員長及び副委員長が、次のとおり決定した旨通知を受けましたので、お知らせします。

委員長に福地元一郎君、副委員長に麓 才良君、以上のとおりでありますので、報告を終わります。

-----○-----

○議長（大田英勝君） それでは、先ほどの日程第14、議案第51号に戻りたいと思います。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時58分

再開 午後4時01分

-----○-----

○議長（大田英勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第51号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第51号、土地境界確定訴訟の提起についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号、土地境界確定訴訟の提起については、可決されました。

-----○-----

○議長（大田英勝君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次は、9月30日、本会議ですが、日程の都合により、特に午後3時に繰り下げて開くことにします。定刻まで御参集願います。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

-----○-----

散会 午後4時02分

平成 26 年第 3 回与論町議会定例会

第 2 日

平成 26 年 9 月 30 日

平成26年第3回与論町議会定例会会議録
平成26年9月30日（火曜日）午後3時39分開議

1 議事日程（第2号）

開議の宣告

- 第1 同意第 1号 与論町教育委員会委員の任命について
- 第2 同意第 2号 与論町教育委員会委員の任命について
- 第3 認定第 1号 平成25年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第4 認定第 2号 平成25年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について
- 第5 認定第 3号 平成25年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について
- 第6 認定第 4号 平成25年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第7 認定第 5号 平成25年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第8 認定第 6号 平成25年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第9 認定第 7号 平成25年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について
- 第10 陳情第19号 軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを求める陳情（総務厚生文教常任委員長報告）
- 第11 陳情第14号 町道叶線の早期改良舗装整備について（環境経済建設常任委員長報告）
- 第12 陳情第17号 平成27年度高性能里芋選果機及び関連機器導入事業に係る町の一部経費負担に関する陳情
- 第13 陳情第18号 漁獲物陸揚げ省力化用ホイストの設置について
- 第14 陳情第23号 立花地区町道の早期舗装整備について
- 第15 発議第 4号 軽度外傷性脳損傷に関する周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書の提出について（麓才良議員ほか3人提出）
- 第16 発議第 5号 若者定住促進に関する決議（麓才良議員ほか4人提出）
- 第17 議員派遣の件
- 第18 閉会中の継続審査・調査について

総務厚生文教常任委員会、環境経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会、役場庁舎建設検討特別委員会

2 出席議員（9人）

1番 林 敏治君	2番 高田 豊繁君
3番 町俊策君	4番 林 隆壽君
6番 供利泰伸君	7番 野口靖夫君
8番 麓才良君	9番 福地元一郎君
10番 大田英勝君	

3 欠席議員（1人） 欠員（0人）

5番 喜山康三君

4 地方自治法第121条による出席者（16人）

町長 南政吾君	副町長 川上政雄君
教育長 町岡光弘君	総務企画課長 沖野一雄君
会計管理者兼会計課長 林英登樹君	税務課長 久留満博君
町民福祉課長 酒勺徳雄君	環境課長 福地範正君
産業振興課長補佐 谷山昇正君	商工観光課主幹兼係長 山下秀光君
建設課長 山下哲博君	教委事務局長 池田直也君
水道課長 末原丈忠君	与論こども園長 岩山秀子君
茶花こども園長 阿多とみ子君	那間こども園長 高田りえ子君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 川畑義谷君 係 長川上嘉久君

開議 午後3時39分

-----○-----

○議長（大田英勝君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 同意第1号 与論町教育委員会委員の任命について

○議長（大田英勝君） 日程第1、同意第1号、与論町教育委員会委員の任命について
同意を求める件を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 同意第1号、与論町教育委員会委員の任命について提案理由を
申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条
第1項の規定により、与論町大字茶花248番地2、富 敏紀氏を任命したいので、
議会の同意を求めるものであります。

御審議され、同意していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といた
します。

○議長（大田英勝君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

同意第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略した
いと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、同意第1号、与論町教育委員会委員の任命について、同意を求める件
を採決します。

この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起
立願います。

[賛成者起立]

○議長（大田英勝君） 起立多数です。

したがって、同意第1号、与論町教育委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第2 同意第2号 与論町教育委員会委員の任命について

○議長（大田英勝君） 日程第2、同意第2号、与論町教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 同意第2号、与論町教育委員会委員の任命について提案理由を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、与論町大字麦屋1848番地1、吉田憲司氏を任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

御審議され、同意していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

同意第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、同意第2号、与論町教育委員会委員の任命について、同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大田英勝君） 起立多数です。

したがって、同意第2号、与論町教育委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第3 認定第1号 平成25年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第4 認定第2号 平成25年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について

日程第5 認定第3号 平成25年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について

日程第6 認定第4号 平成25年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7 認定第5号 平成25年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8 認定第6号 平成25年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第9 認定第7号 平成25年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について

○議長（大田英勝君） 日程第3、認定第1号、平成25年度与論町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第9、認定第7号、平成25年度与論町水道事業会計収入支出決算認定についてまでの7件を一括議題とします。

決算審査特別委員会の審査の結果は、お手元に配りました委員会審査報告書のとおりであります。

これから、認定第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、認定第1号、平成25年度与論町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

認定第1号、平成25年度与論町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大田英勝君） 起立多数です。

したがって、認定第1号、平成25年度与論町一般会計歳入歳出決算については、

認定することに決定しました。

次に、認定第2号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、認定第2号、平成25年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第2号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号、平成25年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第3号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、認定第3号、平成25年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第3号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号、平成25年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第4号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、認定第4号、平成25年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第4号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号、平成25年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第5号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、認定第5号、平成25年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第5号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号、平成25年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第6号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、認定第6号、平成25年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第6号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第6号、平成25年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第7号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、認定第7号、平成25年度与論町水道事業会計収入支出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第7号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第7号、平成25年度与論町水道事業会計収入支出決算については、認定することに決定しました。

-----○-----

○7番（野口靖夫君） 議長、休憩。

○議長（大田英勝君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時53分

再開 午後3時55分

-----○-----

○議長（大田英勝君） それでは、麓委員長から意見について、報告を求めるたいと思います。よろしくお願ひいたします。

8番。

○8番（麓 才良君） 決算審査特別委員会においては、決算審査及び監査意見を基に次のことを意見として集約いたしましたので、議長から執行機関の長に申し入れてくださいようお願ひいたします。

意見1 財政運営の計画性の水準を表す実質収支比率は、実質収支の黒字額が標準財政規模の3%から5%程度になることが望ましいとされている。

平成25年度の実質収支比率が11.8%となっていて、前年度に対し、4.8ポイントの増となっていることから、財政運営の計画性に留意すること。なお、財政構造の弾力性を示す経常収支比率、公債費比率は、前年度よりも改善されている。

2 収入未済額については、平成21年度から23年度に多額の不納欠損処分をしたことや職員の努力により額が減少し、徴収率も向上しているが、一般会計においては4932万円の未収額があることから、歳入の確保に鋭意努力すること。

3 観光立島を目指した施策を推進するにあたっては、次のことに留意すること

と。

- (1) 修学旅行は堅調に推移しているが、引き続き官民一体となった営業を展開すること。
- (2) ホテルの閉鎖が重なったため、ヨロンマラソンなどのイベント客の宿泊を民泊でも受け入れているが、民泊による受け入れ体制は、なお一層積極的に整備することが望まれる。
- (3) モニターツアーを充実させ、旅行業者とのネットワークを再構築すること。
- (4) 島の歴史を生かした文化行政を展開するとともに、沖縄との連携を図ること。
- (5) 海岸の清掃を徹底すること。ビーチクリーナーのメンテナンスをきちんと行い、その十分な活用を図ること。海岸清掃は、人海戦術で実施することにより成果が上がるるので、観光関係業者への協力の働き掛けを行うとともに、業務の民間委託も検討したらどうか。

- 4 情報の共有化が求められていることから、町のホームページの充実を図ること。
- 5 有害鳥獣であるキジ・カラスの駆除対策を講じること。特にカラスは7羽生息していることが確認されており、家庭ごみを荒らす被害も出ていることから、早急な対策が求められる。
- 6 与論・沖縄間の航空運賃の軽減に関わる要請活動については、執行機関と議会が一体となって積極的に推進すること。
- 7 行財政運営全般にわたる改革を引き続き積極的に行い、町民福祉の向上を図ること。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（大田英勝君） お諮りします。ただいま、決算審査特別委員長に朗読してもらった意見は、本議会の意見として執行機関の長に申し入れることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員会審査報告書に付されている意見は、本議会の意見として、執行機関の長に申し入れることに決定しました。

-----○-----

日程第10 陳情第19号 軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを

求める陳情（総務厚生文教常任委員長報告）

○議長（大田英勝君）　日程第10、陳情第19号「軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを求める陳情」を議題とします。

総務厚生文教常任委員長の報告を求めます。

8番。

○総務厚生文教常任委員長（麓　才良君）　ただいま議題となり、当委員会に付託されました陳情第19号、軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを求める陳情について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

当委員会は、9月25日（木）午前9時から全委員出席のもと、会議室で審査いたしました。軽度外傷性脳損傷は、交通事故や高所からの転落・転倒・スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受け発症する病気であります。

主な症状は、複雑かつ多様ですが、本人や家族、周囲の人たちもこの病気を知らないために誤解が生じ、職場や学校において理解されずに苦しみ悩んでいるケースが多くあるとのことであります。

当委員会は、この趣旨に賛同し、全会一致で採択すべきものと決定しました。

以上で、当委員会に付託されました陳情の審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（大田英勝君）　総務厚生文教常任委員長の報告を終わります。

総務厚生文教常任委員長に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君）　質疑なしと認めます。

これから陳情第19号、軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを求める陳情について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君）　討論なしと認めます。

これから、陳情第19号、軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを求める陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君）　異議なしと認めます。

したがって、陳情第19号、軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを求める陳情は、採択することに決定しました。



日程第11 陳情第14号 町道叶線の早期改良舗装整備について（環境経済建設常任委員長報告）

日程第12 陳情第17号 平成27年度高性能里芋選果機及び関連機器導入事業に係る町の一部経費負担に関する陳情

日程第13 陳情第18号 漁獲物陸揚げ省力化用ホイストの設置について

日程第14 陳情第23号 立花地区町道の早期舗装整備について

○議長（大田英勝君） 日程第11、陳情第14号「町道叶線の早期改良舗装整備について」から、日程第14、陳情第23号「立花地区町道の早期舗装整備について」までの4件を一括議題とします。

環境経済建設常任委員長の報告を求めます。

6番。

○環境経済建設常任委員長（供利泰伸君） ただいま議題となり、当委員会に付託されました陳情第14号、町道叶線の早期改良舗装整備について。陳情第17号、平成27年度高性能里芋選果機及び関連機器導入事業に係る町の一部経費負担金に関する陳情。陳情第18号、漁獲物陸揚げ省力化用ホイストの設置について。陳情第23号、立花地区町道の早期舗装整備について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

当委員会は、9月22日（月）午後3時40分から全委員出席のもと開催し、執行部から産業振興課長及び建設課長に参与を求めて現地調査を行った後、9月25日（木）午後3時から第3委員会室で審査いたしました。

最初に、陳情第14号について申し上げます。本路線は、道路の幅員が狭いこと、更には急勾配区間があることから、特に降雨時には通行が困難であることや、接続町道への砂利撒出しあって、維持管理面及び円滑な交通の面からも早期にその改善対策が必要であるとのことで全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第17号について申し上げます。本町の里芋は、高単価である手選果出荷のみでは、生産拡大に限界があることから、約7割は機械選果となっていますが、現在の里芋選果機は平成5年に事業導入して以来20年が経過しているため、故障が頻繁に発生するなど、作業能率が低下しているとのことであります。また、機械式形状選別であるため、大小混入や皮剥け（皮がさけたりすること）等により品質劣化もあり、手選果に比べて市場価格が低い原因となっていることから、高性能里芋選果選別機及び関連機器の導入が必要であるとのことで、全会一致で採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第18号について申し上げます。漁協における水揚げの大部分を占め

るソディカやマグロの出荷に際しては、作業の省力化と迅速化を図ることが必要不可欠であります。そのためには、漁獲物を満載した漁船が同時に出荷作業ができ、迅速性が確保されて島外出荷作業が円滑に行われる必要があり、漁獲物陸揚げ省力化用ホイストは早急に整備しなければならないことから、採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第23号について申し上げます。この道路は地域の営農生活道路として、利活用されていますが、急勾配区間が多いために大雨等による路面砂利の流出路肩雑草の繁茂による路面交通の不具合があり、交通面や道路の維持管理上支障を来していることから、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました陳情の審査の経過と結果についての報告を終わりります。

○議長（大田英勝君） 環境経済建設常任委員長の報告を終わります。

環境経済建設常任委員長に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 質疑なしと認めます。

これから陳情第14号、町道叶線の早期改良舗装整備について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第14号、町道叶線の早期改良舗装整備についてを採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第14号、町道叶線の早期改良舗装整備については、採択することに決定しました。

次に、陳情第17号、平成27年度高性能里芋選果機及び関連機器導入事業に係る町の一部経費負担に関する陳情について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第17号、平成27年度高性能里芋選果機及び関連機器導入事業に係る町の一部経費負担に関する陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第17号、平成27年度高性能里芋選果機及び関連機器導入事業に係る町の一部経費負担に関する陳情は、採択することに決定しました。

次に、陳情第18号、漁獲物陸揚げ省力化用ホイストの設置について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第18号、漁獲物陸揚げ省力化用ホイストの設置についてを採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第18号、漁獲物陸揚げ省力化用ホイストの設置については、採択することに決定しました。

次に、陳情第23号、立花地区町道の早期舗装整備について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第23号、立花地区町道の早期舗装整備についてを採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第23号、立花地区町道の早期舗装整備については、採択することに決定しました。

-----○-----

日程第15 発議第4号 軽度外傷性脳損傷に関する周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書の提出について

○議長（大田英勝君）　日程第15、発議第4号「軽度外傷性脳損傷に関する周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書の提出について」を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

8番。

○8番（麓　才良君）　発議第4号、提出者、与論町議会議員麓　才良、賛成者、与論町議会議員供利泰伸、同じく与論町議会議員福地元一郎、同じく与論町議会議員野口靖夫。

軽度外傷性脳損傷に関する周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書の案を、別紙のとおり与論町議会議規則第14条の規定により提出いたします。

提案理由を申し上げます。

軽度外傷性脳損傷は、日本の医療において十分に知られておらず、MR　Iなどの画像検査では異常が見つかりにくいため、労災や自賠責保険の補償対象にならないケースが多く、働けない場合には、経済的に追い込まれるケースもあるのが現状であります。このことから、軽度外傷性脳損傷については、医療機関や国民、教育機関への啓発・周知を図るとともに、後遺障害が残存した労働者を労災の障害（保障）年金が受給できるよう、労災認定基準を改正することが求められています。

このため、地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に意見書を提出しようとするものであります。意見書案については、添付してありますので、お目通しをお願いいたします。以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（大田英勝君）　趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君）　質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第4号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君）　異議なしと認めます。

したがって、発議第4号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君）　討論なしと認めます。

これから、発議第4号、軽度外傷性脳損傷に関する周知及び労災認定基準の改正

などを要請する意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号、軽度外傷性脳損傷に関する周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第16 発議第5号 若者定住促進に関する決議

○議長（大田英勝君） 日程第16、発議第5号「若者定住促進に関する決議」を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。8番。

○8番（麓 才良君） 発議第5号、提出者、与論町議会議員麓 才良、賛成者、与論町議会議員高田豊繁、同じく与論町議会議員福地元一郎、同じく与論町議会議員林隆壽、同じく与論町議会議員林 敏治。

若者定住促進に関する決議案を与論町議会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由を申し上げます。

若者定住促進は、少子高齢化の課題を抱える本町の活性化の決め手となる政策であることから、本町議会においては、議員発議で若者定住促進条例などを制定すべく、種々調査を進めてまいりました。しかしながら、条例については、予算措置を伴うものは、議員発議では制定できないという制約があったため、議会としては、様々な課題や方策を整理した上で決議として、議会の意思・意見を表明し、町当局に対して、各般にわたる施策の推進を求めるものであります。

なお、町民との意見交換会や先進地調査等を実施したことを通じて、町民が抱えている問題やニーズを集約した結果、施策の推進にあたっては、「今できることはすぐやる」をモットーに、行政が中心となって町民・関係機関及び地域が協働していくことのできるネットワークを構築することが肝要であると痛感したところであります。

議員各位の御賛同方をよろしくお願い申し上げます。

決議案を申し上げます。

若者定住促進に関する決議。

国は、将来人口を「50年後も1億人程度を維持する」との目標を掲げ、先の内閣改造においては、地方創生担当大臣を新設するとともに、地域再生法を改正して、地域の活性化策を支援する方針である。

また、地方の主体性を重視して、地方自治体の施策を「地域再生計画」に一元化し、若者の雇用の確保や子供を育てる豊かな地域社会の実現などを目指している。

一方、全国知事会議においては、国と地方が総力を挙げて少子化対策に取り組む必要があるとして、国に対して子育て環境の改善に思い切って財源を投入することなどを求めている。

本町議会においては、若者定住促進を地域活性化の決め手となる施策であると考え、鋭意調査に取り組んできた。その過程で、若者定住促進の柱を、①就業支援②住宅支援③子育て支援④情報の共有化の4つに集約した。

本町の主体的なまちづくりの中核を担うこととなる若者定住を促進するためには、町独自の施策の展開と併せて、国・県の施策を積極的に導入できるよう、町全体の組織や機能を動員し、緊密に連携していく取り組みが求められる。特に、これらを指導する立場にある行政においては、政策研究会等を設けるなどして施策の一体性を確保するとともに、情報の共有化に努めることが重要である。

よって、本町議会は、町に対して、若者定住促進施策の目的や目標を明確にして、情報の共有を図るとともに、町民・関係機関及び地域が具体的に協働していくことのできるネットワークを構築して、その施策を早期に推進・展開し、町民福祉の向上が図られるよう強く要請する。

以上、決議する。

平成26年9月30日、与論町議会。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（大田英勝君） 趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。発議第5号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、発議第5号、若者定住促進に関する決議採決します。

この採決は起立によって行います。本案は、これに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大田英勝君） 起立多数です。

したがって、発議第5号、若者定住促進に関する決議は、決議することに決定しました。

-----○-----

日程第17 議員派遣の件

○議長（大田英勝君） 日程第17、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第18 閉会中の継続審査・調査について

○議長（大田英勝君） 日程第18、閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

総務厚生文教、環境経済建設、広報常任委員会、議会運営委員会、役場庁舎建設検討特別委員会の各委員長から、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（大田英勝君） これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第3回与論町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午後4時25分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 大田英勝

与論町議会議員 林 隆壽

与論町議会議員 供利泰伸